

○午前 9 時59分開議

○あくつ副議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○会議録署名人選定について

○あくつ副議長 会議録署名議員をご指名申し上げます。

大倉 たかひろ 議員

おぎの あやか 議員

ご了承願います。

この際、ご報告いたします。

本日の会議につきましては、傍聴人より録音、録画、写真撮影の申請が議長に提出されましたので、品川区議会傍聴規則第 8 条の規定により、これを許可いたしました。

○日 程

○あくつ副議長 これより日程に入ります。

本日の日程は議事日程のとおりであります。

---

日程第 1

一般質問

---

昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次ご指名申し上げます。

木村健悟議員。

〔木村健悟議員登壇〕

○木村健悟議員 皆さん、おはようございます。

羽田空港の低空飛行ルートの問題についてから質問いたします。

2020年 3 月に羽田空港の新飛行ルートが始まって間もなく 5 年となりますが、住民から上がる不安の声に対策を講じずにここまで来てしまったのが現状です。この都心を低空で着陸するルートは、南風時の午後 3 時から 7 時のうち 3 時間程度、品川区などの上空を南下し着陸するもので、1 時間当たり最大 90 回の発着が可能となり、昼間の国際線発着枠は年間 6 万回から 9 万 9,000 回に増え、国際競争力の強化や、より多くの訪日外国人旅行者の受入れ等のためとされています。

そもそも 1978 年に成田空港が開港したことによって、国際線は成田、国内線は羽田が基本になっていましたが、羽田空港滑走路の沖合展開や、在日米軍横田基地が航空管制を担う区域の一部返還などを受けて発着枠が増加したのを契機に、国際線のチャーター便などが運行されるようになりました。その後、ビジネス路線が多い長距離便を羽田に、格安運賃の LCC は成田へ誘致の流れとなり、いつの間にか進んでいたのが、都心を低空で飛行するルートでした。

そこで質問です。低空飛行の問題点について、低空飛行だと何が問題になるのかということ、住宅密集地の都心を低空で飛ばば当然騒音が起きますし、高層マンションになればなおさら大きくなります。防音対策も、ルート上にある学校や保育園、病院などの防音対策工事については補助をしますが、住宅は対象外としています。住民の方々は泣き寝入りをするしかない状態になっています。また、飛行機からの落下物も数多く見受けられ、2019 年度は 382 件、20 年度 468 件、21 年度 530 件、22 年度 418 件で、1 キロ以上の落下部品はこの 4 年間で 42 件にも上り、都心の住宅街に落下した場合は重大な事故になる可能性

が高く非常に危険ですが、住宅の防音対策工事の補助、落下物の問題点についてどのようにお考えでしょうか、お考えをお聞かせください。

質問の2です。区民の切実な声について、羽田空港の低空飛行で、専門家や元パイロットから、世界一着陸の難しい空港になると言われています。昨年1月2日に起きた日本航空の旅客機と海上保安庁の衝突炎上事故は、羽田空港の過密化や人員体制などの課題が指摘されています。区民の皆様からも、騒音で窓も開けられない、騒音による不動産価値の低下で、引っ越したくてもできない、大きな機体が頭上を飛んでいくのは恐怖を感じるなど切実な声が上がっていますが、どのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

質問の3です。区民のアンケートについてです。令和5年（2023年）8月～9月に、15歳以上の全区民約36万人を対象に調査を実施、約8万7,000人が回答し、44.5%が影響を受けている、やや影響を受けていると回答。昨年、令和6年（2024年）の12月24日に開催された第6回羽田新経路の固定化回避に係る技術的方策検討会に示された検討結果は、翌12月25日、堀越副区長が国土交通省を訪問されて発言されたように、品川区が求めてきた具体的な方策が示されていないのが現状です。次回開催が1年以内のことですが、もう少し具体的に早い段階での開催はできないのか。

また、前回のアンケート実施より約1年半が過ぎており、区民の皆様の見解も変化があるかもしれませんので、もう一度アンケートを実施する予定はありますでしょうか。これもお聞かせください。

次に、質問の4です。低空飛行に係る回答について、先ほども述べましたが、次回の検討会はぜひ踏み込んだ内容を提示し、例えば従来の海上ルートへ戻すなどの抽象的でない回答を求め、一日も早い低空飛行ルートの固定化回避の声を上げていきたいと思いますが、区のお考えをお聞かせください。

次は、犬猫の殺処分「ゼロ」をめざす取組についての質問です。以前にもこの問題を指摘したことがあるかもしれませんが、ダブることがないように頑張ってまいります。

質問の第1、情報の周知徹底についてです。先月の1月31日まで、飼い猫の不妊、去勢手術費の一部助成が行われましたが、区民の皆さんに情報が行き渡っていない感じがいたします。ホームページに掲載されていますが、野良猫の問題は高齢者が関わっていることが多いので、広報などに助成金が出ることを随時お知らせをし、また、ポスターなどで啓発することも効果が上がると思います。また、電子申請もできることを積極的にアピールするべきではないかと考えています。

野良猫問題は、動物が好き嫌いではなく、放置しておく、より深刻な事態になっていきます。区民の皆さんが無関心、非協力的では、ボランティアなどの方がお手伝いをしていても、問題解決が遠のくこととなりますので、地域の問題であるという認識を持っていただきたいと感じています。野良猫を自分では捕まえないなどの疑問点は、保健所に専門知識のある担当者を配置し、いつでも相談できる環境を整え、獣医師会と連携を取って進めていただくのが大事と考えますが、区のお考えをお聞かせください。

質問の2です。助成金について、助成金を支給するという事は非常に大切なことですが、現在は、手術済みの時点で病院の窓口で全額を支払い、その後保健所に書類を提出して、その1か月後にやっと口座に振り込まれます。年金暮らしの高齢者には、たとえ後から戻ってくるとはいえ、立て替えるのが困難な方もいらっしゃると思います。他の区では、大田区などでは、手術済みの書類を提出するだけで自動的に助成金が引かれた分の支払いとなりますので、手続の簡素化を検討すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

質問の3です。保護される動物を増やさない取組について、野良猫の問題は、その家の住人、路上の

猫に餌をあげてしまうと次々に集まってしまいます。特に高齢者などに見られますが、寂しくて猫に餌をやっているうちに子猫がどんどん増えてしまい、自分自身が手術に連れていかれないことが多く、また飼い主の死亡や施設などへの入所により、家族に捨てられることもあります。高齢者の場合、訪問ヘルパーと保健所で情報の提供をして、不妊、去勢手術を勧め、手配などをして、ちょっとした餌やりが多頭飼育につながることを知らせるべきと考えますが、区の方針をお聞かせください。

質問の4です。ペットを飼う前にリスクを知らせる啓発についてです。ペットを飼えなくなるのは高齢者ばかりではありません。飼えなくなる理由は様々なものがあります。転勤や引っ越しなどで住宅環境が変わる、子どもが誕生して家族が増えてペットの世話どころではなくなり、子どもにアレルギー症状が出ることや、飼い主が病気で世話をできなくなることもあります。ペットを飼うには、楽しいことばかりではなく、責任が生じます。そのペットは平均で何年生きるのか、どんな病気にかかりやすいのか、またペットを購入するだけでなく、日々の生活に多大な費用がかかります。衝動的にペットを飼ってしまうのではなく、改めてよく検討することが大切になり、様々な事例を啓発していくのも、殺処分を増やさないことにつながるのではないかと考えていますが、よくお考えの上、ぜひ検討していただきたいと思います。

以上で、私、木村健悟の一般質問を終わります。大変短い時間でありました。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔森澤区長登壇〕

○森澤区長 木村健悟議員の一般質問にお答えします。

私からは、犬や猫などペットに関するお尋ねのうち、情報の周知徹底と助成金に関するご質問にお答えします。

区は、人と動物との共生社会の実現を目指して、地域における取組を推進しております。初めに、情報の周知徹底についてです。猫の不妊・去勢手術費用の助成制度については、区ホームページのほか、年3回の広報しながわへの掲載や、区役所をはじめ区有施設内のポスター掲示などにより周知を図ってまいりました。今後も、より効果的な周知・啓発に努めてまいります。また、地域の猫対策等のご相談につきましては、保健所において随時対応しています。引き続き獣医師会と連携しながら取組を進めてまいります。

次に、助成金についてです。今年度より地域猫活動を実施している方を対象に、区内3か所の動物病院にて、会計時に、手術などにかかる費用から、あらかじめ区からの助成金分を差し引いた差額にてお支払いいただけるようになりました。ご利用いただける動物病院が増えるよう、今後も区内の動物病院に対して協力を求めていくとともに、区民にとってより利用しやすい制度となるよう努めてまいります。

〔鈴木都市環境部長登壇〕

○鈴木都市環境部長 私からは、羽田新飛行ルートについてお答えいたします。

初めに、防音工事助成についてですが、区はこれまでも騒音環境軽減に向けた取組を国に対し求めてきており、学校や保育所などへの助成の拡充などが図られてきました。今後もさらなる取組の実施について、引き続き国に対し求めてまいります。

次に、落下物対策につきましては、国は平成30年に落下物対策総合パッケージを取りまとめ、世界的に類を見ない基準を策定するなど、落下物対策の充実・強化を進めてきました。区としましては、航空の安全は最優先で確保されるべきものと考えており、安全対策の着実な履行とさらなる取組の実施について、引き続き強く国に対し求めてまいります。

次に、区民アンケートについてですが、令和5年8月に実施した全区民アンケートは、羽田新飛行ルートによる区民への影響を具体的に表すものとして重く受け止めております。このアンケートの結果とともに、今後も日々寄せられる区民の声一つ一つをしっかりと国に届けながら、区民負担の軽減につながる方策の提示とその実施を国に対し求めてまいります。

次に、固定化回避検討会についてです。昨年12月の第6回検討会では、前回の開催から2年以上の検討期間があったにもかかわらず具体的な方策が示されませんでした。もとより区は、具体的な取組内容の提示と早期の実施について強く要望してきたところであり、今回の結果は看過できず、検討会翌日の12月25日に国へ申入れを行いました。申入れでは、改めて全区民アンケートによる地元区民の声を重く受け止め、区民負担軽減につながる具体的な方策の提示とその実施を強く求めたところです。今後も、次回検討会の開催と、具体的な方策の提示を早期に行うよう国に対し強く求めてまいります。

〔阿部健康推進部長登壇〕

○阿部健康推進部長 私からは、犬や猫などペットに関するお尋ねのうち、残りのご質問にお答えいたします。

初めに、保護される動物を増やさない取組についてです。野良猫に対する餌やりにつきましては、情報提供があった場合には、担当職員が現場へ行って餌やりをしている方に直接お声がけをし、飼い主のいない猫がこれ以上増えないよう不妊・去勢手術の必要性などについて個別にお伝えしております。地域猫活動の活性化を図りつつ、引き続き適切に対応してまいります。

次に、ペットを飼う前にリスクを知らせる啓発についてです。しっかりと責任感を持った上でペットを飼っていただくため、区では、ペットの飼い主に対してだけでなく、これから飼おうとしている方に向けても、講演会などを通じて周知・啓発に取り組んでおります。終生飼養を含めた飼い主のマナー向上の周知・啓発について、今後は民間企業との連携も含めて検討してまいります。

○木村健悟議員 大体いろいろな回答をいただきましてありがとうございます。

1つだけ、犬猫の年間殺処分です。大体どれぐらいの数が今行われているのか。そして、これから将来的にはどのようなことをお考えになって見通して今計画を進めているのか。それが分かれば教えていただきたいと思います。犬猫の数です。よろしく申し上げます。

○あくつ副議長 念のため申し上げますけれども、お答えになれる範囲でご答弁をお願いします。

〔阿部健康推進部長登壇〕

○阿部健康推進部長 木村健悟議員の再質問にお答えいたします。

東京都の犬猫等の殺処分につきましては、東京都の動物愛護相談センターが引き受けて行っております。区を経由することなくそちらに直接持ち込まれて対応される案件が多いため、詳細な品川区内の件数については現在手元で把握をしておりませんが、動物愛護相談センターの報告によりますと、殺処分をされる個体というのは、ほとんどが病気などで命の継続が難しい状態で持ち込まれたことに対する対応というふう聞いておまして、一般に想像されているような、元気だけれども、引取り手がないような犬猫に対して優先的に殺処分を行うというようなことは現状ないというふう聞いております。

なお、動物愛護相談センターのほうでは、保護された犬や猫の情報などを公開しまして、新たな飼い主が見つかるよう様々な施策を行っているところと聞いています。

○あくつ副議長 以上で木村健悟議員の質問を終わります。

次に、西村直子議員。

〔西村直子議員登壇〕

○西村直子議員 品川区議会自民党・無所属の会を代表して一般質問を行います。

まず初めに、子育て施策等の区の方針について伺ってまいります。

東京都の昨年の人口は7万9,000人余りの転入超過で一極集中が続いています。一方で、東京の出生率は0.99、全国で最も低くなっています。東京に若者が集まる一方、出生率が下がり続けていることが、日本全体の現役世代や労働力人口の減少の一因になっているという指摘もあります。大都会東京で子育てをしやすくすることこそが人口問題の重要な解決策であり、効果的な少子化対策をしなければ子どもは増えないと考えます。

区は、昨年引き続き国連を支える世界こども未来会議 in SHINAGAWAを実施し、次年度はアントレプレナーシップ教育としてフィンランドに中高生を派遣するなど、子どもの社会参画の主体性、起業家精神を育て、生きる力を育む支援が増えているように思います。このような事業は森澤区長らしきでもあると感じています。長い目で見ると、経済政策の側面もあります。このような取組を推進している理由をお聞かせください。

子育て支援を充実させることは、子育て世帯の負担を軽減させ、経済的にも、また社会全体で子育てを応援するという機運を高める意味でも、子どもを産み育てやすい品川区をつくることになります。これまではもう1人を思い悩む家庭が経済的な理由で断念することも多かったと伺う中で、そういった家庭の背中を押すことになれば、結果として少子化に対しても前向きな影響が出ることも考えられます。厚生労働省の試算にもあるように、少子高齢化が進むと、少ない現役世代が多くの高齢者を支える肩車社会がより一層進みます。現役世代が減ることで、将来もらえるはずの年金が不安定化するなどの経済面だけでなく、現役世代の労働力人口が減少することで、介護や医療を含む人的なサービスが受けづらい社会が来ることになります。区が子ども施策を充実させ少子化対策が進むことは、高齢者や現役世代の将来の生活がより安定することにもなり、社会全体の持続可能性を高めることにもなります。子ども施策の推進に幅広い世代の賛同を集めることは、様々な意味で現在の区の方針を下支えすることにもなると考えます。

そこで伺います。区が子ども施策を推進することについて、区内の現役世代や高齢者世代など、幅広い世代の理解をどのように得ていくのか、また、どのように深めていくのか、お考えをお聞かせください。

先日のプレス発表を受け、特に子育て世代の方々から、子ども施策の新規事業の多さや無償化が増えていることについて、特に制服の無償化に関しては、我が会派からも要望しており、数々の喜びの声が届いています。一方で、高齢者の方々からは、高齢者施策が削られるのではないかといった不安の声が聞こえてくるのも事実です。ただ、予算案を見ると、高齢者を対象とした事業も多く、新規として終活支援サービスの無償化や、23区初となる73歳を対象にしたフレイル評価を行う歯科検診の実施なども設けられています。これまで進めてきた高齢者施策も様々あります。しかし、今後ますます高齢化が進む中で、高齢者の方々が高齢者に不安に駆られる気持ちも分からなくはありません。そこには新規性の高いものが記事になる新聞報道やネットメディアの報じられ方が課題としてあるのではないかと考えています。子育てに特化しているような印象を与える現状をどう思われているのか、お考えをお聞かせください。

また、子育て支援等の無償化を広げることは、家庭の経済状況にかかわらず、子どもたちに等しく機会を与え、子育てを社会全体で応援することで、親へのエールにもなると考えます。一方で、急激な無償化は、いずれ経済情勢の悪化などで歳入が著しく減った場合に、経常経費を圧迫し、財政を硬直化さ

せることになるなど、かえって将来に負担を残すことにならないのかと心配する声も届いています。以上の不安から、無償化にはしっかりとした優先順位をつけながら慎重に進めるべきだと思いますが、無償化を急ぐものや時間をかけて検討するものなどの判断基準は区としてどのように考えているのか、お考えをお聞かせください。

次に、新規事業による職員の負担について伺います。様々な意欲的な取組を行っていくことは歓迎しておりますが、それを実行する区役所の体制づくりが追いつかないことがあるとすれば、事業の実施段階で支障が生じたり、思わぬ事故などが起こらないとも限りません。この点には行政として細心の注意を払うべきだと感じます。担当職員や現場の負荷について、問題が起きてから対処するようなことがあれば、それ自体が新たな職員の負荷となり、効率性や職員のモチベーションの低下など悪循環を生み出しかねません。リソースの検討をしっかりと行い、新たな事業に対応できる体制づくりにも相応の準備を行う必要があると考えます。新たな多くの事業を行う際の区役所側の体制づくりや、職員のやる気を引き出し、このような職場で働きたいと長く思ってもらえるような職場づくりをどのように進めていかれるのか、お考えをお聞かせください。

次に、コミュニティバスについて伺います。しなバスの試行運行について、令和6年度の実績を基に、運行継続について令和7年度に判断することになっていますが、準備等の関係から、令和7年度の早いタイミングで判断が行われるものと想定しています。地域公共交通会議の資料によれば、令和4年度の延べ乗客数が約19万人から、令和5年度には約23万人と大きく伸びており、収支率についても、シルバーパスを加味すると、指標となる50%を超えている状況です。また、シルバーパスを加味しない場合は到達していないものの、改善傾向であると認識をしております。

しなバスは地域の足として定着しており、継続してほしいと地域からも強い要望を受けていますが、7年度に実証運行開始予定のAIオンデマンド交通をはじめ、近年規制緩和やITを活用した新たな交通サービスが出現し、様々な選択肢が広がっています。この状況を踏まえると、来年度早々に運行継続を判断するのではなく、例えば数年間試行を延長して、もう少し状況を確認したほうがよいと考えます。令和6年度の現在までのしなバスの乗客数や収支率の状況についてお答えください。

しなバスや近年の交通サービスの状況を踏まえ、少なくとも試行運行を延長し検証したほうがよいと考えますが、区の見解をお答えください。

また、特に高齢者はアプリの活用などシステムに慣れるまでが大変ですし、試行運行を延長する場合には、コミュニティバスとオンデマンド交通などの新しい交通体系のどちらを希望する住民が多いのか、意向調査をきめ細かく行っていくことも重要だと考えます。お考えをお聞かせください。

次に、高齢者支援について、長寿時代の高齢者の暮らしについて伺ってまいります。年収は300万円以下が大半、60歳の78.9%、70歳の45.7%が働いているとは、10万部突破のベストセラー「ほんとうの定年後」で記載をされておりました、多数の統計データや事例から定年後の実態を明らかにしています。今や日本は70歳男性の半数が働く国になりました。厚労省における議論でも、例えば75歳の方の歩行速度が10年前の65歳の方の歩行速度と同程度になっていることなど、高齢者の心身の能力が一昔前よりも全体として若返っていることを指摘しています。

このように同じ年齢でも一昔前より心身ともに元気な高齢者が増え、仕事を継続する方が増えた一方で、リタイア後に飲酒抑制が利かなくなるアルコール依存症に陥る高齢者の増加が懸念されています。アルコール依存症治療科のある国立病院機構久里浜医療センターでは、アルコール問題で受診する高齢者が増加傾向で、65歳以上の受診者は、約30年前と比べて女性が約2倍、男性が2～3倍に増えたとい

う発表もありました。

孤独や不安、退職してから自由になった時間と、することが見つからないことが一因と言われていますが、私が見聞きしている限りでも、毎日深酔いしないと眠れないという高齢者の方がいます。ずっと自制してきたものが認知症などにより自制困難となり、再燃することもあります。近隣の保健所への相談から始めてほしいと呼びかけることも必要です。増えるシニアのアルコール依存症について、区はどのように捉え対策をとっているか伺います。

また近年、高齢者の方の食の支援が必要だと感じる場合があります。課題意識を感じ、管理栄養士の資格所持者をヘルパーとして採用している区内事業者がいます。食事の問題は本人の自覚も少なく顕在化しにくいとおっしゃっていました。単身になると夕飯を作らなくなり出来合いのもので済ませる、子ども食堂のような高齢者向けの食堂があるといいとは地元の高齢者クラブの皆さんの声です。歩いていける距離にスーパーがない、新鮮な野菜を売っているスーパーが近場がないという声もあります。

現在、区は、一般介護予防事業や介護予防・生活支援サービス事業の中で、申込みのあった方を対象に、低栄養を予防するための講習や栄養指導を実施していますが、早期の段階からより多くの方への食の支援を行うことが低栄養の予防に効果的だと考えます。区の見解はいかがでしょうか。

また区は、今年度働く親のためのテイクアウトのモデル実施や、夏休みの子どもの食の支援を行い、次年度は児童センターでの昼食支援、子ども食堂における朝食支援、朝の児童の居場所確保とともに朝食支援を行うなど新規事業を予定しています。ぜひ高齢者の食の支援に関しても、企業と連携をして民間宅配サービスを利用するなど実現をしてほしいと思います。見解をお聞かせください。

また区は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業として、しっかり食べよう講座を展開しており、案内には、品川区では骨折により治療を受ける高齢者がほかの区に比べて多いと書かれております。次年度、骨粗鬆症検診の試行実施を行います。予算は80万3,000円、国保加入者の女性に100人となっています。人生100年時代、健康寿命を延ばすためには、骨を強化して骨粗鬆症にならないよう予防することが不可欠です。施行後早期に男性や全ての高齢者に拡大していくべきと考えます。見解をお聞かせください。

次に、不登校について伺ってまいります。

不登校支援については、区内4か所目となる西大井マイスクールの開設、校内別室指導の全校設置、メタバース、不登校支援ポータルサイトの開設、ガイドブックの作成・配布など様々な展開が展開されています。また、HEARTSによる支援では、不登校児童・生徒の増加に対応するために増員を行い、家庭訪問や児童センター、実態に応じて学校への登校付添い、フリースペース等で不登校児童・生徒の相談相手になるなど、支援や体制の充実にきめ細やかに力を入れています。しかしながら、現在も小中合わせて約800人の子どもたちが不登校の状況です。長引けば長引くほど復帰にも時間がかかるため、さらなる支援の強化について伺います。

復帰とは、学校へ行くことが全てではないと思います。しかしながら、私が懸念しているのは、親、家族以外の誰とも会わなくなっていく不登校児童・生徒の増加です。そこで、このような児童・生徒に対して、学校外からの支援や、子ども家庭支援センターなど、福祉的な支援をプッシュ型で推進できないでしょうか。子ども自身が第三者に来られることを拒むこともあります。ある自治体では、学生ボランティア、学生カウンセラーを募集しています。不登校児童・生徒と年齢の近いよき兄、よき姉としての援助活動や、家庭訪問を通じての交流をしています。不登校・ひきこもりは命の問題でもあります。担任だけでなく、何か外部の資源が活用できれば不登校に陥らずに済むかもしれません。一歩踏み込ん

だアウトリーチ型の支援へと拡充すべきと考えますが、区の見解をお聞かせください。

例えば不登校児にお弁当宅配をしている大阪府豊中市では、社会福祉協議会がその配達を担っています。次年度、八潮のマイスクールで昼食提供していただけることはとてもありがたいと保護者から声が届いています。学校に通えていれば給食費無償化の恩恵を受けられるのにと保護者の思いもあるだろうと推察します。不登校の子どもたちの食の支援があれば、配達時に子どもたちの様子を伺うことになります。ぜひとも実現に向けてお考えをお聞かせください。

また、若者視点での政策提言として、新規に中高生リバースメンター事業が始まることは大変楽しみにしています。子どもたちの言葉にならない声を届けたいと区議会議員にならせていただいたので、子どもの意見表明を制度として政策に生かす時代がやってきたと感動しています。リバースメンターをどのように実行するかはこれからの検討だと思いますが、リバースメンターとして活動する中高生の中に不登校や様々な悩みを抱える当事者が参加できるよう、こども家庭庁のガイドラインにもあるように、多様な声を聞くための配慮をし、子どもの権利を理解して伴走できる体制での実施を要望いたします。どんな施設をつくってほしいのか、どんな取組があればいいのか、ぜひ、不登校の子どもたちの声を聞く取組の強化をお願いしたいと思います。区のお考えを伺います。

先日、年間視察が200件を超える川崎市子ども夢パークに、学びの多様化議員連盟で伺いました。社会教育活動として不登校支援をプレーパークで行っています。1万平方メートルもの広大な敷地ですが、区内の小さなプレーパークでも生かせるヒントが詰まっていました。毎日子どもと一緒に昼食を作る子ども食堂があり、何もしないことの保障がされています。暮らしを取り戻すことが最優先、指導中心になると子どもは来なくなるというその考え方に共感しました。

近年、早期教育全盛で、やりたいことよりやらねばならないことの多い子どもたちを見ています。駄目と言わずに、子どもにいっぱい挑戦させてあげられる場はつくれないか。子ども夢パークは問題児と呼ばれた子どもたちが元気になっていく場です。火おこしの経験を通して炊き出しができる、災害時にも活躍できるリーダーになれる子どもたちが育っているといいます。不登校の子どもたちは困った子ではなく、困っている子だったと元所長の西野さんがおっしゃった言葉が忘れられません。平日の視察当日も、子ども夢パークには約40人の子どもたちがいました。

プレーパークと併設した不登校支援の場はまさに青少年の社会教育施設です。プレーパークの自治体も多くある中、品川区には旧荏原四中での検討を含め、複数の冒険ひろばがありますが、全国的には校庭をプレーパークにしようという動きも広がっております。区内のプレーパークや児童センターと連携をし、子どもたちが元気を取り戻し、自分の責任で自由に遊ぶ、多様な学びを実現する場として展開できないでしょうか。見解をお聞かせください。

不登校支援の在り方は変わっていかねばならないと感じている中、西大井マイスクールにも視察に行かせていただきました。室内は机やパーティションの並ぶ雰囲気ですが、学校色を出さない、学校らしくないところだとおっしゃったのが印象的でした。昨年発行された「教育のひろば」で、教育長は、遊んで学ぶスウェーデンのプリスクールが未来にどう貢献できるかを講演のテーマにセミナー参加されたことに触れ、子どもの遊びは学びであり、遊びながら学んでいくことを大切に、そのためには子どもに応じた様々な場面が必要であり、子どもの視点を大切にすることを改めて学んだと投稿されていました。

私が保育園運営会社に勤めていた頃、遊びの4象限を教わりました。静と動、室内と室外に遊びを分けて考えれば、公園へ行った際にジャングルジムで遊ぶ子がいれば、ダンゴムシをじっと見ている子も

います。そんなふう遊びを通して学んできた子どもたちが小学生になります。幼少期の頃好きなことを見つけて没頭したように、好きなことを通して自分を好きになり、初めて他者を好きになれると私は思います。そのためにも自分を取り戻す、思い切り好きなことができる安心できる居場所で回復できる時間が必要です。不登校になる前の手だてとしても、学習支援の場ではなく、子どもがまだ学習に向かえない段階で過ごせるような回復期の取組の検討をお願いいたします。お考えを伺います。

不登校が低年齢化し、小学校低学年からストレスを抱えている中、何を変えていかねばならないのか。北海道のあびら町では、入学してから半年間、幼稚園、保育園の先生が小学校入学時に一緒に入学するそうです。東京では保育園の数も多くまねできることではありませんが、決算特別委員会で質問させていただいた5歳児健診は、まさに幼児期と就学後をつなぐ取組です。次年度から進めていただけると発表があり、うれしく思っております。

一方で、不登校支援の一丁目一番地は親支援だとおっしゃった方がいました。不登校の子どもを自宅に1人で置いていくわけにはいかない、フルタイムで働けなくなるなど、不登校になると、親の働き方にも大きな影響を与えます。先日、不登校で親4人に1人が離職または休職、8割が仕事に影響しており、4割が収入減という記事がありました。お子さんの不登校が半年を過ぎ、3人の子どもを育てながら仕事を辞める決意をした区内在住のシングルマザーがいます。この話をすることは許可を得ていますが、途方に暮れ、頼るってどうしたらいいのか分からないと言いました。これまで子ども家庭支援センターにも相談をしてきた母親です。それをそのまま子家センに伝えてみよう、助けてほしいと一緒にSOSを出してみようと伝えると、とても一生懸命な方で、そのまま行動に移し、子ども家庭支援センターはすぐに来てくれました。

頼るということは、時に簡単なことではないのだと改めて思います。保護者の不安が子どもたちにもつながっていると感じます。幸せになってほしいからこそ親は子どもに望みがちですが、一方で、子どもに求める大人たち自身は振り返ってみてどうか。大人たちが本当に幸せなのか。子どものためという思いから、親が何かを犠牲にしていたり我慢をしているならば、その上に成り立つ子どもの幸せは本当の幸せにはならないのではないかと。親支援は喫緊の課題です。相談ではなく、親支援チームを立ち上げ、親のためのカウンセリングの強化、親を支える取組を拡充できないでしょうか。現状の支援と見解を伺います。

また、マイスクールには中学3年生の問合せも多いと伺いました。どれだけ不登校が続いても、高校へ行こうと努力する子どもたちの姿がそこにはあります。区内でN校など通信制の学校へ行く生徒は増えているでしょうか。不登校生徒の進学率、高校受験へと導く際の課題や難しさがあればお聞かせください。

現状、学びの選択肢は学校教育一択しかありません。今後、こども家庭庁で学びの多様化ができる環境をどのようにつくっていくのか。不登校支援のターニングポイントであり、大変重要だと考えております。子どもたちが未来に夢や希望を持てる社会をつくるために、子どもたちの期待に応えていける私たち大人でありたいと、この場を借りて心に誓い、私の一般質問を終わらせていただきます。

ご清聴いただきありがとうございます。（拍手）

〔森澤区長登壇〕

○森澤区長 西村直子議員の一般質問にお答えします。

私からは、子育て施策等の区の方針についてお答えします。

未来を支える社会の宝である子どもの健全な成長のためには、子どもへの投資、すなわち子どもたち

がこの社会を生き抜くための力を育むための支援が必要であると考えております。区は、令和7年度予算案でも子どもたちの成長へとつながる施策を展開してまいります。その1つが、中高生をフィンランドに派遣するグローバル人材育成海外派遣事業であり、この事業を通して、子どもたちには自ら学び生き抜く力を身につけてくることを目的としております。

子ども施策を展開し、また子育て・教育にかかる経済的負担の軽減を進めることは、子育て世帯の可処分所得の増加や地域のにぎわいの創出につながり、ひいては地域経済の活性化、税収増という形で還元され、結果として、高齢者施策を含む区の各施策を充実するための財源の確保にも寄与します。こうした区の考え方について、全ての世代の理解が得られるよう、今後も様々な機会を捉えて積極的に発信をしてまいります。

次に、メディアの報じられ方についてです。新年度予算案のプレス発表では、子育て世代のみならず、全ての世代に対して先駆的な施策を打ち出しました。これらの報じられ方については、メディアがそれぞれの編集権において判断されているところではありますが、今後も高齢者施策を含め、あらゆる世代に係る施策を区として積極的に発信してまいります。

次に、無償化についてです。教育は、将来にかけて人が自分らしく暮らしていく上で基礎となる不可欠な行政サービスであり、本来、所得の多寡にかかわらず、誰もが等しく無償で受けられるべきものであると考えております。そのため、令和7年度予算案では、標準服や修学旅行といった義務教育に係る経費についての無償化を図り、子育て世帯の負担軽減を進めていく所存です。今後も、限られた財源の中で最大限の効果を発揮できるよう、事務事業評価による事業のスクラップを推進し、捻出した財源を「区民の幸福（しあわせ）」につながる施策に振り向けていきたいと考えております。

次に、新規事業による職員の負担についてお答えします。区では毎年職員定数の見直しを行っており、その中で新規事業に取り組むなど一定の事務量の増加が見込まれる部署には、着実に体制の強化を行っております。職員定数のベースでは、直近3か年で123人の増と、就任以来積極的に増員を進めており、組織の活性化と職員の士気の向上に努めているところです。今後とも、この職場で長く働きたいと思ってもらえる職場づくりを進めてまいります。

〔溝口防災まちづくり部長登壇〕

**○溝口防災まちづくり部長** 私からは、コミュニティバスの方針についてお答えいたします。

初めに、しなバスの令和6年度の12月までの乗客数は約20万5,000人、前年同期比で122%となっております。収支率については、乗客数が増加したことに伴いまして若干の改善が図られていると見込んでおります。

次に、しなバスの試行運行期間の延長についてです。これまでの取組により、乗客数や収支率も改善傾向になっておりますが、シルバーパス利用を除くと、現時点では評価基準である年間の運行経費に対する収入の割合が50%以上に達しておりません。また、併せまして令和7年度に開始するA I オンデマンド交通の実証運行や、新たな交通サービス等の現状も見極める必要があると考えております。区といたしましては、今後も利用者数の増加や収支率の改善に向けた様々な取組に努めるとともに、運行事業者等との調整を図りながら、試行運行期間の延長を含めて総合的に判断をしてまいります。

また、しなバスの運行においては、しなバス利用者連絡会の開催や利用者アンケート調査の実施を通じて、地域や利用者からのご意見を伺ってまいりました。今後も様々なご意見を丁寧に伺いつつ、地域にふさわしい交通について検証していくことが重要であると考えております。

〔阿部健康推進部長登壇〕

○阿部健康推進部長 私からは、高齢者の健康に関する施策についてお答えをいたします。

初めに、定年退職後のアルコール依存症についてです。区は保健センターにおいて、こころの健康相談や精神科医による専門相談事業を実施しており、その中でアルコール依存症についても、専門機関のご紹介等も含め対応しております。現在のところ、区への相談では、高齢者の増加傾向は顕著ではありませんが、高齢者はアルコール依存症になりやすく、身体合併症や認知症のリスクも高くなることから、予防と早期の対応が重要と考えております。今後は、相談事業に加え、ホームページの活用など、高齢者を含めたアルコール依存症予防についての周知・啓発にも取り組んでまいります。

次に、高齢者の食の支援についてです。初めに、低栄養の予防についてです。早期の段階から栄養に関する知識や関心を持っていただくことは重要なことであると認識しております。今後、ポピュレーションアプローチの手法を用いて、専門職による講演会実施等の検討を進めてまいります。

次に、企業と提携した宅配サービスについてです。区内では、既に配食サービスを行う民間事業者の活用が進んでおり、事業者の中には、配送のみならず、配膳、温め、体調管理を含めた見守り等、きめ細やかなサービス提供を行っているところもあります。特に閉じ籠もり傾向のある要介護高齢者等の食の確保と見守りを目的とした配食サービスは、高齢化が進展していく中において非常に重要であり、今後、民間事業者と連携したサービスの提供の在り方について検討してまいります。

次に、骨折等を予防する取組についてです。令和5年度の品川区後期高齢者の医療費分析では、1,000人当たりの骨折のレセプト件数は、特別区の平均が約10件に対し、区は約16件と多い状況であり、高齢期の骨折等の予防は課題であると認識しております。区では、令和7年度、出張型国保基本健診と同時に、希望者に骨粗鬆症検診を試行実施する予定であり、その後は試行実施の結果も踏まえ、国民健康保険加入者以外にも対象者を拡充し、区内の各医療機関での本格実施に向け検討してまいります。

〔米田教育次長登壇〕

○米田教育次長 私からは、不登校対策についてのご質問にお答えいたします。

不登校児童・生徒数の増加に伴い、当事者だけでなく保護者への支援については喫緊の課題と捉えております。まず、アウトリーチ型の支援についてです。現在、HEARTSがその役割を担っており、定期的な家庭訪問等の支援を行っています。HEARTSのより早期の介入により、不登校を未然に防ぐことができる可能性があると考えており、体制充実について検討してまいります。

次に、不登校児童・生徒の食の支援についてです。校内教育支援センターを利用時には給食の提供を行っており、令和7年度からマイスクール八潮を利用している児童・生徒に対する昼食提供を計画しております。教育委員会といたしましては、不登校児童・生徒ができるだけ外部とつながることが大切であると考えており、今後どのような支援・アプローチが可能か検討してまいります。

次に、不登校児童・生徒の声を聞く取組についてです。今年度から実施している仮想空間を活用した学習支援・居場所づくりについて対象の児童・生徒へのアンケートを実施する予定です。マイスクール利用者等も含め、子どもたちの声を聞きながら、よりよい取組につながるよう努めてまいります。

また、中高生リバースメンター事業は、子どもの視点で区長に政策提言を行うものであり、公平で多様な意見表明の機会をつくることは重要な視点であると考えております。事業開始に向けて、国の子ども・若者の意見の政策反映に向けたガイドラインを参考にしながら、不登校や様々な悩みを抱える当事者からも応募いただけるよう、募集方法をはじめ、意見を聞く手法や支援体制などを検討してまいります。

次に、不登校支援としてのプレーパーク等についてですが、国には多様な遊びの場や居場所があり、

児童センターでは不登校児童の積極的な受入れも行い、遊びや読書など一人ひとりに合わせた自由な時間を過ごせる場となっております。

また、プレーパークでは、火おこしなど、従来の公園では体験できない多様な活動を通じ、自主性や創造性を育む機会を提供しております。今後も、不登校児童・生徒が安心して自分らしく成長できる居場所や機会の充実を図ってまいります。

次に、不登校児童・生徒の回復期の取組についてです。マイスクールおよび校内教育支援センターでは、利用する児童・生徒が安心できる環境づくりを第一に考えております。今後も単なる学習の場としての機能だけではなく、ソファなどを置きくつろぐことのできる空間、気軽に相談ができる体制整備を進めるとともに、教員や支援員がきめ細やかな関わりを取れるよう取組を進めてまいります。

次に、保護者を支える取組についてです。現状では、教育相談室の心理職、HEARTSの心理職やスクールソーシャルワーカーがチームを組んで、カウンセリング等を通じ不登校児童・生徒を持つ保護者を支える役割を担っております。ケースによっては、子ども家庭支援センター等の関係機関とも連携し、家庭に対する支援を行っております。

最後に、不登校児童の卒業後の進路についてです。例年不登校生徒のおよそ95%が進学をしており、そのうち半数が定時制課程や通信制課程に進学しております。本区では、9年生になると不登校の数が減るという特徴があり、卒業後の進路に対して前向きに考えている生徒が多いことの表れであると捉えております。進路指導においては、一人ひとりの実態や希望に合った進路の実現を目指すことが大切と考えており、今後とも不登校生徒一人ひとりに寄り添った進路指導に努めてまいります。

○あくつ副議長 以上で西村直子議員の質問を終わります。

次に、安藤たい作議員。

[安藤たい作議員登壇]

○安藤たい作議員 日本共産党を代表して一般質問を行います。

初めは、教師不足を解消し、探求と協同で学ぶ楽しさを全ての子どもたちへです。

区長は、施政方針で、これまでの自己責任の社会モデルからの転換を訴え、人間が人間らしく暮らしていく上で不可欠な生活の基礎となる行政サービスを所得制限なく全ての人に提供すること、それらは権利として無償で提供されるもの、社会保障だと述べました。教育も、将来にかけて人が自分らしく暮らしていく上で基礎となる不可欠な行政サービスと述べ、憲法26条を引用し、学校給食や補助教材費に続き、制服代や修学旅行費の無償化、大学生給付型奨学金、プリスクール利用料助成などを打ち出しました。教育の機会均等、格差是正の施策を高く評価します。

一方、品川の子どもは、今激しいストレスにさらされ悲鳴を上げています。いじめの件数は、昨年度、前年の142件から391件に急増し、生命、心身等に重大な被害をもたらす相当期間欠席を余儀なくされる重大事態は、昨年度14件、今年度も3件、不登校の児童・生徒は、昨年度799人、これは大規模な小学校1校に当たる数です。これまでの教育施策が子どもたちを追い込んできました。

品川教育改革の特徴は、テストの点数競争と、市民科に見られる規範意識の教え込みにあります。区の学力テストも全国とは別に毎年行われ、結果は学校ホームページで公開、学校選択制と組み合わせられ、子どもも教師も学校も点数による評価にさらされ続けています。テストは4月に行われ、前年の学力定着度をはかるものと位置づけられ、中学校には出身小学校ごとの結果も渡されます。中学校は小学校を、今年の担任は前年の担任を責めるということも起きていると伺いました。行き過ぎた校則や学校スタンダードもなくなっておらず、子どもたちの声で学校生活のルールをつくる取組も道半ばです。いじめ

や不登校など、子どもたちがストレスにより悲鳴を上げています。競争と規範意識の教え込みを特徴とする品川教育改革が拍車をかけているとの認識はあるか伺います。

今年度は子どもの権利条約の批准から30年、ここに立ち返るべきです。子どもは大人から守られる弱い存在という考え方から、1人の人間として人権を持つ権利の主体だと転換したところに条約の特徴があります。とりわけ生命、生存および発達に対する権利は重要な子ども固有の権利で、4つの基本原則の1つ、全ての子どもは持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう教育を受けることが保障されるべきとの考えです。

東大名誉教授の佐藤学氏は、学びは子どもの人権の中心であり、生きる希望の中心と述べています。一人残らず学ぶ権利を保障するための探求と協同の学びのイノベーションの授業改革を進めてきました。その実践に取り組む学校では、学びの充実、成績の向上とともに、子どもたちの関係や生活面にもいい影響が出てくるのも特徴です。

区議団でも、先日、佐藤氏が支援する川口市の仲町中学校の公開授業研究会を視察してきました。教室の机は常に男女混合の4人1組の島になっており、教師は時に全体に発問しますが、大半はそれぞれの島を見て回っています。1人の教師が前に立って話すいわゆる一斉授業とは全く異なる風景でした。授業の特徴は、先生から子どもへの一方通行でなく、子どもたち同士の聞き合い・学び合いが中心であること、そして、ジャンプの課題という高い課題が与えられること、子どもたちは学び合いながら課題に挑戦する探究と協同の学びに取り組む中で、学ぶ楽しさを感じていきます。佐藤氏は、単純労働が消えていく現代、単に知識を理解するのではなく、学び探求し続ける子どもを育てることが大切だと述べています。教師の専門性も正面から問われます。学校を挙げて熱心に取り組む姿が印象的でした。

仲町中では、前任の校長が校長会で佐藤氏の話聞き衝撃を受けたことが取り組むきっかけでした。川口市内にも広がり、現在この改革は国内3,000校を数え、アジアやアメリカ、イギリスなどにも広がっています。この日も山形、福島、石川伊豆大島から視察がありました。東京でも八王子、23区でも葛飾区で公開研究を行う学校が出てきています。全ての子どもたちが楽しく学ぶことを権利として保障すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

佐藤氏を招き、探求と協同の学びのイノベーションの講演会を開くことを提案します。いかがでしょうか。

最後に、深刻な教師不足について伺います。子どもに向き合う教師が生き生きと働ける環境づくりは最重要課題ですが、現状は病欠、産休ですら代替りの担任が確保できず、副校長や少人数指導教員などが入らざるを得ない極めて深刻な状況です。国の僅かな給与改善案では全く解決になりません。昨年度と今年度で病休の教員の数、担任が不在となり管理職等が入ったケースは延べ何クラスあったのか、少なくない教員が病休になってしまう現状の原因と改善策についてどう考えているか、それぞれ伺います。

区独自教員をさらに増やし、年度途中の対応を含め現場の教員不足を補うよう求めますが、いかがでしょうか。

定額働かせ放題の給特法の廃止と、校長会や全国知事会も求める教員の基礎定数増を国に求めてください。いかがでしょうか。

次は、コミュニティバス大崎ルートを速やかに運行し、住民の交通権保障をです。

品川のコミバスは、区民世論と運動が高まる中、2019年に検討が始まり、2021年に3本の候補ルートを選定、西大井で2023年から試行運行が始まり、荏原についても、昨年A I オンデマンド交通の実証運行を行うとの発表がありました。しかし、大崎ルートだけは何も動きがありません。導入計画では、大

井ルートの施行状況を踏まえ判断とだけあり、議会でも私を含め運行を求める質問が何度もされていますが、何も決まっていません。大崎ルートは区役所を通る唯一のルートであり、大井町から目黒まで至る主要駅や中央公園や地域センターなど多くの公共施設、阪急やT O Cなど民間施設をつなぎます。交通不便地域とされている西品川にも接しており、区役所に行くには何度も乗り換えが必要な上大崎地域にもつながります。沿線住民からは強い要望の声、問合せが寄せられます。運行されれば、高齢者、障害者、子育て世帯も気軽に外出できるようになります。

そもそもコミバスとは、区民の移動する権利、交通権を保障するものであるべきです。福祉・医療・教育などの自治体・福祉施策もそこにアクセスできなければ享受できません。自治体は交通権を保障する立場から公共交通を充実すべきです。住民の交通権保障の立場から、大崎ルートの速やかな運行を求めますが、いかがでしょうか。

次は、能登半島地震から1年、阪神淡路大震災から30年、教訓を生かし防災対策の強化をです。

能登では災害関連死が298人に上り、地震による直接死を超えました。先が見えず人口流出が続き、奥能登4市町では7.5%も人口が減っています。阪神淡路では、国と自治体は、創造的復興の名で被災者を置き去りにし、神戸空港建設など大型プロジェクトを推進、この考え方は東日本大震災にも引き継がれ、石川県知事も早々に打ち出し、住民本位の復興を妨げています。

一方、生活となりわいの復興こそ中心にとの運動で、阪神淡路のときにはなかった被災者生活再建支援法、住宅再建への補助制度をつくらせ、徐々に金額も引き上げさせてきました。しかし、生活再建にはさらなる引上げが必要です。避難所についても、国は昨年、避難所運営に関する自治体向け指針を改定、参考にすべき基準にとどまっていたスフィア基準に対応するよう求めています。区が新年度予算に、水循環型シャワー、ダンボールベッド備蓄を新たに盛り込んだことは評価します。避難所・避難生活学会が提唱しているトイレ・キッチン・ベッドを48時間以内に避難所に届けるTKB48を実現できるようにすべきです。いかがでしょうか。

能登では住まいの再建も大きな課題です。仮設住宅への入居と公費解体は半壊以上が条件で、罹災証明書が必要となりますが、奥能登4市町では3割が実態に合わないため再調査を申請しています。再調査を申請するかどうか判断するために重要な罹災証明の調査票が公開されない事態も起こっており、日弁連も公開を求めて提言を出しています。首都直下型地震発生時の罹災証明書の区の発行数の想定を伺います。

速やかな発行と同時に、住宅としての機能が失われていることに着目するなど、実態に即した判定になるよう十分な体制を整えるよう求めます。また、被災者の求めがあったときには、住家被害認定調査票の写しを速やかに交付すべきです。それぞれいかがでしょうか。

最後に、上下水道です。過去の震災の断水状況は、阪神・淡路では約130万戸、約3か月、東日本では約257万戸、約5か月、熊本は約45万戸で約3か月半、能登でも約14万戸、5か月、輪島・朝市の火災では消火に水道は使えませんでした。都の耐震化の目標はどうか。水道は2030年度末までに61%とだけで、100%を目指す目標や計画がなく、その工事費も水道料金収入のみで賄う仕組みになっている現状、下水道の耐震化も、区民避難所や一時滞在施設などの主要部分の完了の目標のみで、住宅は一切ありません。上下水道の耐震化は、在宅避難環境を劇的に改善させます。また、今問題の上下水道の老朽化のチェックと改修も緊急に必要です。上下水道の改修・耐震化は、料金収入だけでなく、公費を投入して耐震化100%の計画を立て早期に実現すべきです。東京都に求めるべきですが、いかがでしょうか。

次は、行き詰まりが明らかな「固定化回避検討会」では区民を守れない、羽田新ルートの撤回を求め

よです。

航路下では騒音への苦情が後を絶たず、区民アンケートには多数の電波障害、大気汚染等の被害も寄せられています。国は、前回から2年半以上空いた昨年末、第6回固定化回避検討会を開催、A滑走路の既存進入方式と組み合わせた上で、同時運用可能なC滑走路の飛行方式として、RNP-A Rが適当との結論は、目黒・五反田・大崎・大井町の各駅の上を飛ぶA滑走路ルートは固定化した上、C滑走路ルートについても具体的にどこを飛ぶのかあえて示さない内容でした。

さらに国は、未対応の機材があるため直ちに導入することは困難、仮に導入したとしても、新たな経路は市街地上空を通過することから、検討については慎重な対応が必要と認め、この案が都心低空飛行を回避するものではなく、実現性もないことが浮き彫りとなりました。にもかかわらず、国は新たなごまかしを行おうとしています。1月28日に行われた羽田新ルート国会議連の国交省聞き取りの場で配付された資料には、今後海上ルートの実現に資する方策についても国際動向等を踏まえた調査・研究が必要などと書かれていたのです。後日共産党が詰めると、国は現在の滑走路の使い方を前提としたもの、今のところの技術では難しいが、さらに小回りができないかなどC滑走路ルートを検討するものだと答えました。C滑走路ルートを幾らいじっても海上ルートにはなり得ません。住民・議会を欺く新たなごまかし手法と分かり、メッキは10日ともたず剥がれ落ちました。

区は、固定化回避検討会の翌日に、結果を看過できないと述べ、区民負担軽減につながる具体的な方策の提示と実施を申し入れました。今回示された案は、A滑走路ルートの固定化と考えるが、いかがでしょうか。区が求めている区民負担軽減への具体的な方策とは何か伺います。固定化回避検討会では、区民負担をなくすことはできないと考えますが、いかがでしょうか。

新ルート導入の当初の目的だった1時間当たり90回の離発着は、従来ルートで実現できている実態もあります。行き詰まりが明らかな固定化回避検討会の結論を待つだけでは区民を守れません。国に羽田新ルートの撤回、海上ルートへ戻すことを求めるべきときです。いかがでしょうか。

最後は、超高層再開発の推進で苦しむ住民の声を聴き、まちづくりマスタープランは見直しをです。

今区が進めてきたまちづくりは転換すべき時期に来ています。年明けにかけ、まち壊し道路・29号線の事業化により建設可能となった30階マンションの戸越公園駅北地区開発の説明会が開かれました。住民からは、1棟目の19番地による強風で危険を感じた、さらに強まることを危惧している。にぎわいと言うが19番地が建つ前のほうがにぎわいがあった。下町っぽさがよくて引っ越してきたのに、半日、日が当たらなくなるなどの声、ある方は、会場に100メートルビルへの賛否を問いかけ、賛成に拍手をしたのは1人だけ、反対には多数の拍手、この声を区長に伝えてほしいと発言しました。

住民は、大手ディベロッパーが超高層を乱立させ、商店街やまちを壊す再開発に大きな疑問を抱いています。武蔵小山・小山三丁目第2地区への開発補助金は、昨年の当初予算にはありましたが、今回は計上されませんでした。本組合認可を目指す今、大成建設が都市計画決定前を大きく下回る資産価格を提示し、地権者が反発、認可申請のめどが立っていないからです。

区の実施計画では、2022年都市計画決定とされていた大崎西口駅前地区も都市計画手続にすら進んでいません。当初の1円の負担なくマンションに入れますとの説明が、現在は同じ面積の部屋に入るには2,000万円必要と変化し、大成建設の都合によりオフィス1棟案が提示され、区内住民の全員が地区外転出を迫られ、猛反発が起きているからです。ほかにも、大井町C地区、品川浦周辺地区、北品川三丁目地区、特定整備路線29号線・放射2号線沿線などでも住民運動が起こり、住み続けることができるまちづくりを目指す品川区民の会に結集、開発企業の横暴と戦い、品川区のまちづくり行政にも一石を

投じています。

区では、高橋・濱野区政と再開発推進の行政が続いてきました。立体化担当課長、都市整備担当部長、広町整備担当部課長など、開発を担当する理事者は2人から5人に増やされてきました。大崎・五反田の再開発施設の管理等を請け負う大崎エリアマネジメントには現役の部長級が出向、ビル14棟、13もの開発企業が群がる品川浦周辺地区再開発には、何と品川区の元部長4人が開発準備組合の事務局に入っていることも分かりました。

区累計の税金投入も1,500億円に上り、23区で中央区に次いで突出した2位、なぜ新宿や渋谷区などに比べ、これほど多く税金を入れるのかとの質問に、区は、補助金は最後に埋めるピース、事業者が売る建物の床の価格が新宿、渋谷は高い、品川区の床は価格が低いので、その分を区が補助金で補っているなどと答弁、品川に開発を呼び込むために多額の税金を投じていることを認めました。開発への補助金は、国が半分、残りを区が負担しますが、その分すら財調交付金等で全額戻るため、区の財政負担は生じない仕組み、ゆえに、野放図に莫大な税金が投じられます。区民にとっては自分たちが納めている税金には変わりなく、本来ならば福祉に使えるはずの財源が、住民を苦しめまちを壊す大型事業にどんどん流出する現状が正常と言えるのでしょうか。

昨年末、区長は初めて住民運動に取り組む区民と会い話を聞きました。一方、施政方針には、再開発に関する記述は一つもありません。ウェルビーイングな社会、選択が限定されず自分の望むように生きられる社会、恐怖や不安ではなく、生まれてきてよかったと、そして、ここで生きたいと思える、そんな社会と未来をというのであれば、企業利益のための開発で追い出される不安に住民がおびえる現状から目を背けるべきではありません。

区のまちづくりマスタープランは、森澤区長が就任後僅か3か月後の改定のため、前区政の姿勢が色濃く残り、13もの拠点、2つの都市軸を定め、土地の高度利用と開発を全区的に今後さらに誘導する内容になっています。超高層再開発は、防災上の課題、膨大なCO<sub>2</sub>の排出、建て替えの困難性という点からも、持続可能なまちづくりとは程遠いものです。伺います。区長は再開発に反対する住民と会い、話を聞き、何を感じ何を課題と捉えたのか。また、それをどのようにまちづくりに反映させるのか、考えを伺います。

また、これからも引き続き住民の声を区長自ら聞くことを求めます。いかがでしょうか。

超高層再開発を進めるまちづくりマスタープランは見直しを求めますが、いかがでしょうか。

以上で私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔森澤区長登壇〕

○森澤区長 安藤たい作議員の一般質問にお答えします。

私からは、まちづくりの在り方に関するご質問についてお答えいたします。

まちづくりとは、住民自らがまちのあるべき姿について話し合いを重ねながら形づくっていくプロセスであると考えます。私自身、昨年末にまちづくりに関して区民の方と対話する機会をいただきましたが、そこでは将来に不安を感じる地域住民の切実な声をお聞きしました。まちづくりの主体は、そこに住む地域住民であるとの考えを改めて強くしたところです。今後もまちづくりに関する住民の様々な声に耳を傾けてまいります。

次に、まちづくりのマスタープランの見直しについてです。現在の計画は、様々な社会的課題に対応しながら、分野ごとの方針・取組を見直すなどして、令和5年3月に改定したものであります。よって、直ちに見直すということには至りませんが、区としてまちづくりに関する地域住民の声を真摯に受け止

めるとともに、今後の改定に際しては、まちづくりの主体である住民の声にしっかり耳を傾ける、こうした区の姿勢を計画にも反映してまいります。

〔米田教育次長登壇〕

○米田教育次長 私からは、教育に関するご質問についてお答えいたします。

まず、品川の教育活動についてですが、各種学力調査は、結果を踏まえて授業改善に生かすために実施しております。また、市民科は、問題解決や課題解決的な学習により、変化が激しい社会に対応できる資質と能力を育成していく教科です。これまでの取組が児童・生徒のストレスに直接つながっているとは考えておりません。

次に、児童・生徒の学習活動についてです。全ての児童・生徒が意欲的に学習に取り組む態度を持つことは大変重要であると認識しております。そのためには、各校の実態に応じた教育活動を展開することが大切であると考えております。昨年11月に、令和5・6年度研究学校の大井第一小学校が探究的な学びについて研究発表を行いました。児童・生徒が主体的に学習に取り組み、生き生きと発表する姿や、積極的に質問し合って学び合う姿が見られました。教員も他校からの参加者に対して、授業づくりについて研究成果を自らの言葉で語ってございました。こうした優れた取組について学校間で共有するとともに、現状において必要な研修を行い、教員の学びを深め、児童・生徒のよりよい学びにつなげてまいります。

次に、教職員の働き方についてお答えいたします。病気休職に入った教員数は、令和6年2月時点では29名、令和7年2月時点では37名となっており、担任が不在となり管理職が入った学級数は、令和6年2月時点では延べ22学級、令和7年2月時点では延べ16学級となっております。

教員の病気休職の原因につきましては、それぞれ様々ですが、背景には、育児や介護等と仕事の両立が困難になることなどが挙げられます。スクール・サポート・スタッフなどの人的支援の拡充、区独自の事業や都事業を活用した指導体制の工夫、その他働きやすい環境を工夫してつくっていくことで、教員一人ひとりが生き生きと働けるように支援をしてまいります。

区固有教員につきましては、来年度は6名を新規に採用・配置し、段階的な増員を図っており、区の教育施策の確実な推進を行うとともに、各区立学校における教育力の維持・向上の実現を目指してまいります。

教員給与特別措置法につきましては、国の動向を注視してまいります。また、基礎定数の増加については、教育長会で増員を継続して要望しております。

〔溝口防災まちづくり部長登壇〕

○溝口防災まちづくり部長 私からは、コミュニティバスの大崎ルートについてお答えいたします。

現在大井地区で運行しているコミュニティバスは試行運行という位置づけであり、その需要と効果について、利用者数や満足度、採算性の観点から検証を行っているところです。大崎ルートについては、現在の大井ルートの検証結果および令和7年度に開始するA I オンデマンド交通の実証運行や、新たな交通サービス等の状況を見極めた上で検討してまいります。

〔滝澤災害対策担当部長登壇〕

○滝澤災害対策担当部長 私からは、防災対策についてお答えします。

初めに、避難所環境の改善についてです。区では、発災後72時間は人命救助を最優先とした活動を実施いたします。一方で、発災直後の避難所の開設においては、共助により配慮が必要な方を優先した生活環境の整備が行えるよう、令和7年度には間仕切りつき段ボールベッドの新規備蓄、23区で初の水循

環型シャワーの導入など、必要な物資や資機材を重点的に備蓄することにより、避難者支援の体制を充実いたします。引き続き国や都の動向を踏まえ、よりよい避難所環境の整備に努めてまいります。

次に、罹災証明書についてです。区では、首都直下地震における罹災証明書の発行数の想定は行っておりませんが、東京都による首都直下地震の被害想定では、全壊と半壊とを合わせて区内で約1万5,000棟に被害が発生するとされており、軽微な損壊を含めると、さらに多くの発行申請があるものと考えています。このため、区では災害対策本部に罹災証明書発行のための責任部署を置き、被害の実態に即した判定を行えるように平素から訓練を行うなど、体制を整備しているところです。

また、住家被害認定調査票の写しの交付につきましては、被災地や他自治体の事例を調査し、区として必要な対応について検討してまいります。

次に、下水道の耐震化についてですが、財源も含め、管理する東京都において適切かつ計画的に進められているものと認識をしております。区といたしましては、23区で連携し、東京都に対して能登半島地震を踏まえた下水道の強化対策に関する要望活動を令和6年11月に行うなど、取り組んでまいります。引き続き必要な対応を要望してまいります。

〔鈴木都市環境部長登壇〕

○鈴木都市環境部長 私からは、羽田新飛行ルートについてお答えいたします。

初めに、国の固定化回避の取組についてです。区は、現在の新ルートを将来にわたり固定化することなく、区民負担軽減につながる具体的な方策を実施するよう大臣との直接面会を含め、一貫して強く求めてまいりました。第6回検討会で示された飛行経路に係る検討結果について、国は、今回の検証は1時間当たりの到着回数が多いC滑走路の到着経路を対象に検討を実施し、RNP-AR方式の導入が技術的に可能であるとの結論に至ったものである。見直し後のルート案が具体的に決まったものではなく、引き続き固定化回避に向けた取組を継続するとしております。区としましては、継続して行われる検討会において、区民負担軽減につながる具体的な方策の提示とその実施が早期に行われるよう、引き続き国に対し強く求めていく考えでございます。

次に、新飛行経路の中止を求めることについてです。前回開催から2年以上の検討期間があったにもかかわらず、このたびの検討会で具体的な方策が示されませんでした。もとより区は、具体的な取組内容の提示と早期の実施について強く要望してきたところであり、今回の結果は看過できず、検討会翌日の12月25日に区長名により国土交通大臣へ宛て申入書を提出いたしました。今後も全区民アンケートによる地元区民の声を重く受け止め、区民負担軽減につながる具体的な方策の提示とその実施を早期に行うよう国に対し強く求めてまいります。

○安藤たい作議員 自席より再質問させていただきます。

まずは開発です。先ほど区長自ら答弁に立ちました。今後も地域住民の声に耳を傾けると、真摯に受け止めると述べたことは重要だと思います。マスタープランについては直ちには見直さないが、今後の改定に反映させていくというような答弁だったと思うんですけども、しかし、施政方針で区長が述べたここで生きたいという、そういう人が実際追い出されてしまうのが、今区内で行われている再開発だということはしっかり認識をしていただきたいと思います。実際に変えていくということが求められていくと思います。共産党としても、今後も様々な角度からこの再開発の問題点を指摘し、また、あるべきまちづくりの姿というのを提案していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

教育です。私は学ぶ権利の保障が重要だと述べ、その具体例の1つとして、佐藤学氏の実践を紹介いたしました。佐藤氏の実践への区教委の評価をお聞かせください。

また、病休は37名という大変深刻な数字でした。その原因も問いましたけれども、答弁が正直ピントがずれているなど。教員不足や過大な仕事量などの過酷な労働環境が原因だとは思わないのか伺います。

コミバスです。大崎ルートは区役所を通る唯一の候補ルートであり、交通不便地域の西品川、上大崎も通ります。住民の交通権の保障の観点から運行が必要だと思わないのか伺います。

防災です。下水道管が原因の埼玉の道路陥没も踏まえて、上下水道管の点検・改修・耐震化は急務です。23区で都に要望したとおっしゃっていましたが、耐震化100%の計画と実施というのは求めたのか伺います。

最後、羽田です。今回C滑走路についての……。

○あくつ副議長 安藤議員、質問をまとめてください。

○安藤たい作議員 分かりました。

C滑走路についての検討だったというご答弁でした。つまり、区は、A滑走路ルートのほうは固定化されたと捉えているのか、そこを伺いたと思います。

○あくつ副議長 申し上げます。一部新たな質問があったように伺いましたが、佐藤さんのものに対する評価、これは何か新たな質問のように私はお見受けしましたが、そこについてご答弁できる範囲でお願いいたします。

〔米田教育次長登壇〕

○米田教育次長 教育についての再質問にお答えいたします。

教育委員会といたしまして、個別の指導方法の実践につきましては、指導方法の1つとして認識はしているところではございますけれども、教育委員会としては、特に具体の指導方法等についてコメントする立場にはないというふうに捉えております。先ほども申し上げましたが、区内の学校におきましては、様々な研究活動を自分たち自身の学校の実態に応じて展開しているところでございます。令和5・6年度の研究発表の具体例を申し上げますけれども、そのほかの義務教育学校においても校内研究、研究発表等を行っておりますので、そういった区立学校としての取組について、区教委として今後も支援を行ってまいります。

それから、教員の休職に関しての内容でございませうけれども、先ほども申し上げましたが、原因については様々あるとは思いますが。労働環境についても、最近働き方改革等も言われておりますので、労働環境等についても一定教員の働き方改革を推進していくということについては必要があるというふうに考えております。そういう中で、スクール・サポート・スタッフなどの人的拡充や、区の事業、都の事業を活用した指導体制の工夫、それから教員一人ひとりに向き合った体制を整備していく、こういうことが重要と考えているところでございます。

〔溝口防災まちづくり部長登壇〕

○溝口防災まちづくり部長 私からは、コミュニティバスと上下水道の耐震化についての再質問についてお答えいたします。

まず、コミュニティバスについてですが、国民の移動する権利として、交通権について国で議論されているということは承知しているところでございます。区といたしましては、品川区地域公共交通方針に基づきまして、様々な交通モードの検証を含めて、区民の交通不便の解消のための事業を進めてきているところでございます。大崎ルートにつきましては、先ほどの答弁のとおり、大井ルートの試行運行の状況や、令和7年度に実施するA Iデマンドの運行の状況、また新しい交通サービスの状況等を踏まえて検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、上下水道の耐震化につきましては、耐震化の計画的な推進、または事業の着実な推進、そういったものを東京都に求めたところでございます。また計画につきましては、東京都においてそれぞれ耐震化を計画づけて、計画的な進捗を進めているところでございますので、引き続き適切に対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

〔鈴木都市環境部長登壇〕

○鈴木都市環境部長 安藤たい作議員の再質問についてお答えいたします。

第6回の固定化回避検討会で示された検討結果について、国は、検証はC滑走路の到着経路を対象に検討を実施したもので、見直し後のルート案が決まったものではないとしてございます。区としても、第6回の検討会で具体的な内容がまだ示されていないという認識でございます。

○安藤たい作議員 再々質問させていただきます。

まず教育なんですが、37人が病欠で、16学級で担任が欠員し、管理職が兼務せざるを得ない。この数字はかなり深刻で、一刻も早く解決しなければならない事態が、1校だけではなくて区内あちこちで起こっているということを示していると思います。まさに学校は今非常事態だと思うんです。根本の原因である教員不足の解消に、これが大事なんですが、区教委は一体何を行うのか、改めてお考えを伺いたいと思います。

コミバスです。大井ルートの検証が必要と言いますけれども、この大井ルートと大崎ルートは別なルートです。これだけ要望も強く、交通不便地域も通る大崎ルートはすぐ始めるべきです。区は、伺いますけれども、大崎ルート沿線の交通不便地域というのをこれは区が不便地域を選定しましたから、これを解消する考えはないのでしょうか、伺いたいと思います。

羽田です。区も今おっしゃったように、今回の検証はC滑走路の到着経路を対象にしたと。これはA滑走路のほうは、もうはなから検証や検討の対象にもされてこなかったということなんです。ずっとです。固定化そのものではないですか。伺います。A滑走路です。そういう認識はないですか。

また、それでも引き続き固定化回避検討会に期待するのはなぜか、伺いたいと思います。行き詰まりが明らかな検討会に期待することはやめ、新ルートに反対し、撤回を求めるべきときではありませんか、伺います。

〔米田教育次長登壇〕

○米田教育次長 教育についての再々質問にお答えいたします。

病気休職者等の現状についてはお伝えしたとおりです。年度途中で発生した欠員について、減少の傾向にはありますが、補充の対応がすぐには難しいという状況もございますので、教職員へのサポートをより一層充実させるとともに、教職員が余裕を持って子どもたちや保護者と向き合えること、十分な授業準備を進めること、こういうことが必要だろうというふうに考えております。そのための支援といたしまして、人的支援の拡充や柔軟な働き方のさらなる推進、個々に応じた支援を図っていく必要があると考えておまして、人的支援といたしましてはスクール・サポート・スタッフ、副校長補佐、エデュケーションアシスタント、部活動の業務委託、指導体制の工夫といたしましては英語専科指導員や学校地域コーディネーター、教科担任制や不登校巡回教員等の加配対応、それから柔軟な働き方として時差勤務やテレワーク、それから働きやすい環境づくりとして夜間電話など、こういうものに取り組んでいるところがございます。

〔溝口防災まちづくり部長登壇〕

○溝口防災まちづくり部長 私からは、コミュニティバスの再々質問についてお答えいたします。

区といたしましては、品川区地域公共交通方針で示された交通不便地域解消に向けて様々な施策を行っており、今後も施策を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

大崎ルートにつきましては、現在試行運行しておりますコミュニティバスの状況ですとか、令和7年度に実施するA I デマンドの交通の運行状況、また新しい交通サービスの状況等を踏まえて検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

〔鈴木都市環境部長登壇〕

○鈴木都市環境部長 安藤たい作議員の再々質問についてお答えいたします。

第6回検討会で示された検討結果について、国は、検証はC滑走路の到着経路を対象に検討を実施したもので、見直し後のルート案が決まったものではないとしてございます。昨年12月に国に対し提出した申入書での看過できないとする区の姿勢は、前回開催から2年以上の検討期間があったにもかかわらず、このたびの検討会で具体的な方策が示されなかったことに対するものでございます。区としましては、今後も全区民アンケートによる地元区民の声を重く受け止め、区民負担軽減につながる具体的な方策の提示とその実施を早期に行うよう国に対し強く求めてまいります。

○あくつ副議長 以上で安藤たい作議員の質問を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前11時47分休憩

○午後1時開議

○渡辺議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

やなぎさわ聡議員。

〔やなぎさわ聡議員登壇〕

○やなぎさわ聡議員 れいわ新選組・品川区議会議員のやなぎさわ聡です。品川区民を代表して一般質問をさせていただきます。

初めに、おとといの区長の施政方針、自己責任社会からの転換、はっきり申し上げます。結構私は好きなワードです。ウェルビーイング予算2.0を期待しつつも注視していきたいと考えております。

それでは質問に移ります。まず、介護の話です。

まずは事業者目線の人材確保についてです。2024年の介護事業者の倒産件数は過去最多、前年比41%増の172件となりました。高齢化が進み需要が確実に増えているはずなのに、倒産件数が過去最多となる異常事態、そのうち訪問介護は過去最多の81件。これは3年に1回行われる介護報酬改定により、昨年、訪問介護の報酬引下げが行われたことが大きな原因です。ただでさえ経営が厳しく、4割が赤字と言われる訪問介護事業所の売上げを引き下げる国の愚策により、予見されていた地獄が現実なものとなりました。

介護事業所の倒産理由の上位には人手不足が挙げられます。これは、区内の事業者を回っていてもよく耳にする現場の声でもあります。大前提として、他業種に比べて年収が100万円ほど低い低賃金重労働の環境がありますが、併せて特殊な事情も存在します。それは有資格者の人員配置基準です。介護保険法の定めにより、運営するサービスによって毎日必ず国家資格者をはじめとした様々な有資格者を配置する必要があり、それが採用を困難にし人手不足を加速させています。

例えば私が14年間働いていたデイサービス、定員18名の規模だとすると、看護師を1名、機能訓練指導員を1名、社会福祉主事を1名、このような有資格者を毎日配置し、それに介護職員を加えて最低5名の職員が常時勤務する必要があります。つまり、頭数さえそろえれば誰でもいいということにはならず、低賃金の業界でこれだけの人員、特に有資格者をそろえるのは困難を伴います。人員配置の違反は介護報酬の減算対象となり、例えば看護師の月の配置率が90%を下回った場合、介護報酬は何と30%も減額されます。病気や忌引で休んでも、急な退職だとしても、考慮はされません。週5日、月に22日営業だとすると、3日欠勤があれば即減算となります。多くの介護事業者は薄利の中経営しており、売上げ30%減は廃業・倒産を意味します。

もし派遣会社を使い、看護師を穴埋めした場合、派遣会社への支払いは時給4,000円は当たり前、8時間勤務で日給3万2,000円、フルタイムだと月60万円を超えます。紹介会社を使うとしたら、紹介手数料は年収の3分の1が相場なので、看護師を雇うだけで130万以上かかります。一番安いのは、転職サイトへの求人掲載ですが、それでも三、四十万円はかかりますし、応募がなく掲載料が無駄になるリスクも大きいです。

私の経験上、国家資格者、特に労働市場で需要の多い看護師を賃金競争で負けている介護業界が転職サイトで採用することは至難の業です。また、掲載、面接、採用、入職まで早くても3か月、半年以上かかることもあり、転職サイトでは緊急的な人手不足に対応することができません。これはほんの一例ですが、デイサービスに限らず、多くの介護事業所は黒字を出すためにぎりぎりの人員で営業しており、いつ誰が急な病欠や退職をするかびくびくしながら日々経営をしているのが実情です。

そこで質問です。こういった国家資格あるいはケアマネなどを含めた介護従事者の人材確保事業として、事業者と介護従事者をマッチングする福祉人材バンクのようなものを区として創設してはいかがでしょうか。

区を経由して入職し、一定期間勤務すると、入職者と採用事業者の双方に謝礼金が入る仕組みを取り入れるのも一案です。これは直接的にサービスを提供する業界、つまり、介護業者にダイレクトにお金が渡る。そして消費される仕組みづくりの一環で、派遣会社や人材紹介会社のような間接的な業界に利益が偏らないようにする狙いもあります。

また、今年度より区が独自で実施している介護職員やケアマネジャーに月1万円を支給する介護職員等居住支援手当は申請率が6割程度と、すばらしい制度なのに活用できていない方が4割もあり、非常にもったいないです。福祉人材バンク経由で入職した方は採用条件も確認できますし、該当者には漏れなく手当が支払われる仕組みをつくれれば、求職者の恩恵も大きく、サイトの利用者も増えるはずです。加えて、区の強みである品川介護福祉専門学校の学生さんにも登録していただくことで、区で育てた人材を区内で生かすことにもつながると考えます。

もう一つ質問です。先ほど申し上げました介護事業者の人材確保の厳しい現状を含め、私が介護現場の方に伺うリアルな声と行政の間に乖離を感じることも多くあります。私自身が介護職員時代にそれを強く感じ、それが議員を目指すきっかけにもなりました。ぜひ年に1度でも区長と介護事業者、特に中小の事業者との懇談の機会を設けて現場の声を聞いていただけないでしょうか。必ずや品川区の福祉をよりよくするヒントがあるはずです。ご回答をお願いします。

次に、介護事業者目線の話として、賃金のことをお伺いします。介護職で組織する労働組合U Aゼンセン日本介護クラフトユニオンの公表した調査では、月給制で働く介護職の昨年7月の平均月給は26万5,711円、処遇改善加算の拡充などの国の施策の効果もあり7,414円上昇しております。喜ばしいことで

はありますが、他業種、他産業はさらに高い水準で賃上げが起きており、格差は開く一方、全産業平均で年収が100万円ほど低い現状は変わりありません。また、昨今の物価高を鑑みれば、7,000円程度の賃上げでは生活状況は改善しないのは明白でございます。

医療・福祉は、国が公定価格を決め決めているため、介護報酬を大幅に引き上げることが介護従事者の賃上げに直結します。しかし、それをせず、低賃金を放置している国が介護の労働価値はこの程度と認めているにほかならず、強い怒りを感じます。品川区は国任せにせず、独自に様々な施策を行っており、評価する点も多くあります。しかし、違和感を覚える施策もあります。それは、本年度予算に外国人介護職員受入影響整備に488万円、来年度予算に外国人介護人材の就労支援に360万円を新規事業として盛り込んでいる点です。

国は、人材不足を理由に、特定技能、技能実習生の制度など様々な制度により外国人労働者を増やした結果、2024年10月時点で230万人と、前年比で12.4%増、外国人労働者数は過去最多を更新しました。特に医療・福祉の分野では28%と急激に増加しています。これは国の方針として進んでいることですが、重要なのは、今この国で働いている人々にどのような影響を与えるかという視点です。外国人人材の受入れの大きな目的は、人手不足を安い労働力で補うことであり、経団連など大企業が推進している制度でもあります。

実際に令和6年度版の経済財政白書には、外国人の賃金は日本人の7割程度とのデータが示されており、企業側は日本人の非正規雇用を増やしてきたが頭打ちなので、新しい安価な労働力として外国人労働者を位置づけているようです。一方で、労働者目線で考えたとき、人手不足が起きても、そこに安価な労働力が供給され続ける限り賃金の下降圧力となり、賃上げの大きな障壁となります。つまり、技能実習や特定技能はこの国で働く人々を低賃金競争に巻き込む制度なのです。

さらに政府は、これら制度への訪問介護の解禁にも動いており、介護報酬を引き下げてヘルパー不足を助長させる一方で、空いた穴を外国人労働者で埋めようとしており、ヘルパーを守ろうとの気概は一切感じられません。もちろん、ルールにのっとり来日している外国人労働者に一切の罪はなく、制度をつくった国に問題があります。これらの制度は、現代の奴隷制度と国際的に非難もされているのが現状です。

そこで質問です。このような現状を区としてどう捉えているのでしょうか。

また、外国人人材に頼るのではなく、この国で働く介護職員の処遇改善を最優先とする姿勢をしっかりと示していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

次に、命の話、自殺率目標ゼロを求めて質問いたします。

2024年の自殺者数は2万2,068人、いまだ2万人台と高止まりしています。小中学生の自殺者は527人と、統計のある1980年以降最多となり、少子化が進んでいるのに自殺者は増え、統計開始と比較して自殺率は3倍に跳ね上がっています。子どもだけではありません。18歳以上の男女を対象に区が行った最新の世論調査では、自殺対策は自分自身に関わることだと思ふかとの問いに、そう思う、どちらかといえばそう思うと回答した区民は45%と、現代社会において自殺は誰しも無関係とは言えないのが現状です。

自殺対策事業として、どの自治体も自殺対策計画を策定し、様々な取組を行い、その中で10万人当たりの自殺者数を自殺率として割り出し、削減を前提とした自殺率の毎年度の目標値を掲げています。ただ、その目標値は平成27年を基準として、令和8年までに自殺率を30%減少するよう逆算し自動的に算定されているだけで、明確な根拠のない数字です。全国どの自治体も同じような算定方式となっております。

ます。

そこで区長に質問、提案いたします。自殺対策計画に掲げる自殺率の目標値を毎年0にさせていただきたいのですが、いかがでしょうか。喫煙率や肥満率を下げるがん検診の受診率を上げるといった目標と異なり、自殺というのは、起きてしまったらその方はもうこの世にいないわけで、取り返しがつきません。来年度は改善しようという類の目標値ではないのです。自殺の目標値が10だとして、それが9になったところで喜ぶことはできません。そこには亡くなられた方がおり、その家族、同僚、友人など様々な方にも大きな傷を残すからです。

区長は、就任以来、一貫して施政方針に、誰もが生きがいを感じ自分らしく暮らしていける品川を掲げておられます。すばらしい方針ですが、生きがいを感じられるのは生きているからこそ、命あってこそその生きがいです。そういった意味でも、自殺率0の目標は区長の理念とも合致するはずですが、難しい目標であっても、毎年自殺率0を目指す優しいまち品川を掲げてほしいです。機械的に算出された目標値より、メッセージ性の詰まったハートフルな目標値だと思います。昨年の決算委員会で私が提案し、その後、森澤区長が都内10区の区長と共に国に提出された同性カップルの住民票の続き柄欄、夫・妻（見届け）と表記可能にするよう求めたそんな取組も同様です。ちょっとした変化でも、それが区のイメージを形づくることになります。区長の見解をお伺いいたします。

次に、商いの話です。

初めに、商店街振興について。区は株式会社マチルダと提携し、11月4日より大崎駅にて実証実験を開始しました。これは事前にオンライン注文しておくことで、家庭料理のお弁当を通勤帰りに最寄り駅で受け取れるサービスです。一見便利で、忙しく働く現代人にとって家族で過ごす時間を増やしたいとのニーズに応える意味ではよりよい取組に思いますが、このサービスを利用すると、会社帰りの最寄り駅から寄り道することなく自宅まで直結で結ばれてしまい、地元の商店街から足が遠のく危険性を感じます。

そこで質問です。この取組は区長が様々な進めてこられた商店街振興に逆行するのではと思いますが、その整合性はいかがでしょうか。

また、このような事業を進めていくのであれば、江東区に本社があり品川区と関係性も薄いマチルダではなく、区内の事業者、商店街を巻き込んだ取組をしていくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

次に、インボイスについてです。2024年の倒産件数が1万6件と前年比15%増となり、11年ぶりに1万件を超えました。物価高が落ち着く気配はなく、倒産が危ぶまれている職種は多岐にわたり、区としても、迅速かつ効果的な支援体制が求められているところです。インボイス制度に目を転じてみたとき、制度実施が10月開始だったため、去年は3か月間だけで済んでいたインボイス登録事業者による消費税の支払いも、今年は12か月満額となり、負担増となっております。また、日銀の金利引上げという愚策により、借入れという面でも厳しさを増して、地元の商店街、区内の中小零細企業やフリーランスの経営状況はかつてないほど深刻な状況に陥っていると強い危機感を感じております。区として至急この状況を把握する必要があると考えます。

そこで質問です。インボイス登録による区内事業者への影響を把握し、きめ細やかな支援につなげるために、区独自で調査をする必要があると感じますが、いかがでしょうか。

また、区として、現在の景気状況をよいか悪いか、どのようにお考えでしょうか。悪いと考えるのであれば、大胆な対策を講じるべきと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、羽田の話。

羽田新飛行ルートについてです。昨年12月に2年ぶりに開催された国交省主催の固定化回避検討会では、Aルートの固定化が事実上示され、Cルートは一部のみの変更がある程度となりました。1区民としても怒りを覚えるものであり、区長も同じ思いかと存じます。区長は、固定化回避を公約に区長選を戦われ当選、それからはや2年がたちました。この間に羽田新飛行ルートを取り巻く状況も大きく変わりました。

先ほどのAルートの固定化の件もそうですが、新ルートでないとは不可能とされていた1時間当たり90本の離発着が従来ルートで何度も運行がされ、品川区上空を飛ぶ必要性に疑問符が付きましました。さらに、区長公約で行った区民アンケートでは、ルート直下にお住まいの方の6割以上が影響を受けており、低空飛行がウェルビーイングの明らかな阻害要因となっている実態も明らかになりました。これは、就任前には知り得なかった様々な状況の変化であり、そして、様々な事実が積み上がったことによって、区長の心境にも変化が生じている可能性を感じております。

そこで質問です。品川区全体でも44.5%の方が影響を受けており、区民にとって大きな問題である羽田新飛行ルートについて、この2年間の経過を踏まえて区長のお考えに変化はあったでしょうか。現状の認識をお示してください。

また、この2年間で、品川区同様にルート直下にあり影響を受けている他自治体の区長とどのような連携を図ってきたのか。具体的な事例があればお示しいただきたいと思えます。

以上、私、やなぎさわ聡の一般質問を終了します。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔森澤区長登壇〕

○森澤区長 やなぎさわ聡議員の一般質問にお答えします。

私からは、自殺率の目標値についてお答えします。

自殺の背景には社会的要因が複雑に絡み合っているとされますが、品川区は、誰もが自殺に追い込まれることがない地域を目指して、ゲートキーパーの養成をはじめ、包括的な支援のための様々な取組を行っています。国の自殺総合対策大綱は、最終的な目標を誰も自殺に追い込まれることのない地域の実現としつつ、当面の数値目標については、令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比べ30%以上減少させることとして、全国の自治体の地域自殺対策計画において数値設定をするよう求めているところです。

区では、こうした国の方針に基づき、令和8年度までの自殺死亡率の数値目標を11.5以下と設定しています。ただし、区としましては、計画上の数値目標は11.5以下としつつも、本来目指すべきは自殺死亡者0であるとの思いに基づき、誰もが生きがいを感じ自分らしく暮らしていける品川の実現に向け、引き続き取り組んでまいります。

〔柏原区長室長登壇〕

○柏原区長室長 私からは、介護に関するご質問についてお答えをいたします。

初めに、事業者と介護従事者とのマッチングシステムについてです。区では、今年度、区内事業所を対象に、有償ボランティアマッチングサービスの無償トライアルを実施し、介護の周辺業務等の体験支援を行っております。また、東京都福祉人材センターにおいては、仕事の紹介・あっせん等を行うとともに、福祉職場への就労支援のための情報をウェブサイト「ふくむすび」で発信しております。福祉人材センターの情報を区内事業者へ周知するとともに、区も引き続き品川介護専門学校を活用して、地域で活躍する福祉人材の養成・育成に努めてまいります。

次に、介護事業者との懇談等についてですが、区ではこれまでも現場の介護職員を対象としたヒアリ

ングを実施し、それぞれの課題や期待等の実態把握を行ってきました。今後も、区内介護事業者と十分に意見交換を行いながら、よりよいサービス提供のため、必要な支援の在り方について検討をしてまいります。

最後に、介護職員の処遇改善についてです。区では、処遇改善のために区独自の手当を創設するなど、効果的な人材の確保定着の支援に努めております。しかしながら、介護事業所では慢性的に介護職員が不足していることから、解決策として積極的に外国人介護人材を受け入れている状況です。事業者からは、職場が明るくなった、外国人への教育を通じて介護サービスの質の見直しにつながったといった声が聞かれており、人材不足解消以外の効果も実感しているところです。区として事業者を支援することで、今後さらに高齢化が進展していく中、介護ニーズの増大に的確に対応し、質の高い介護サービスを提供していくことができると考えております。

〔川島地域振興部長登壇〕

○川島地域振興部長 私からは、商店街と区内の景気状況等についてお答えいたします。

初めに、株式会社マチルダの実証実験についてです。これは、しながわシティラボに提案され採用した事業であり、子どもや家庭の食の選択肢を増やすことで、子育て家庭の仕事と家事・育児の両立を支援するための実証実験であり、商店街振興の取組に逆行するとのこと指摘には当たりません。また、今後しながわシティラボへ商店街振興に関する提案がございましたら、商店街と連携して、区の地域課題の解決に向けた取組を進めてまいります。

なお、今回の実証実験では、区は場の提供についての調整を行っただけであり、区の費用負担は発生しておりません。

商店街の振興策といたしましては、令和7年度からは新たにプレミアム率10%のデジタル商品券を発行し、若者などの新たな顧客層の増加や商店街のデジタル化も推進してまいります。今後も区民ニーズに応えながら、地域経済の活性化や区内消費の喚起を図ってまいります。

次に、区内の景気状況等についてお答えいたします。まず、現在の景気状況についてです。景気は一部に足跡みが残るものの、緩やかに回復しているとの政府の基調判断が直近に示されているものの、物価高騰の長期化や消費支出の不振および倒産件数の増加など、景気の先行きに対する懸念材料も見られるところです。このため、区では、プレミアムつき区内共通商品券事業を通じて地域経済の下支えを図るとともに、事業者への経営支援として、2度にわたる補正予算の編成を通じて、電気・ガス代の削減を目的とした全業種向けの設備更新助成を実施し、1月末までに法人・個人事業主を合わせて384件の申請を受け付けているところです。

また、同じく全業種を対象として、令和6年度は1月末までに1,498件の中小企業向け融資あっせんによる支援を実施しており、令和7年度からはチャレンジ支援資金を創設して、DX・GX分野や、新規事業展開に向けた中小企業の意欲的な取組に対する資金調達支援も新たに行ってまいります。今後とも、商店街や中小企業、フリーランスなどの個人事業主も含め、物価高騰をはじめとする景気情勢に対応した支援を着実に進めてまいります。

なお、インボイスの影響調査については、今後、中小企業庁が事業者向けの調査を実施予定とのことですので、区として、その調査結果や国の動向等を把握してまいります。

〔鈴木都市環境部長登壇〕

○鈴木都市環境部長 私からは、羽田新飛行ルートについてお答えいたします。

区長就任後の令和5年8月に実施した全区民アンケートでは、回答した区民の44.5%が新飛行ルート

による影響を受け、そのうち88.9%が騒音の影響を受けているなどとする結果を得たところです。これらの結果を国に届け、区民負担の軽減につながる取組の実施を直接国へ求める必要があるとの考えから、令和5年度、2回にわたり、区長等が直接国土交通省を訪問しました。その中では、区民の声をしっかりと受け止めるとともに、固定化回避検討会を含め、区民負担軽減につながる取組を提示し、実施するよう国へ強く要望したところです。

他方、昨年12月の第6回検討会では、前回の開催から2年以上の検討期間があったにもかかわらず、具体的な方策が示されませんでした。区としましては、今回の結果は看過できず、検討会翌日の12月25日に国へ申入れを行い、改めて全区民アンケートによる地元区民の声を重く受け止め、区民負担軽減につながる具体的な方策の提示とその実施を強く求めたところです。今後も、次回検討会の開催と具体的な方策の提示を早期に行うよう国に対し強く求めてまいります。

次に、他自治体との連携についてですが、東京都および関係区市で組織する連絡会の場などにより、情報の共有や国への要望などについて意見交換を行っているところです。品川区の行動を共有することで、他区における国への実際の要望にもつながっているものと認識しております。今後も関係自治体との連携を図りながら、国に対し区民負担の軽減を求めてまいります。

**○やなぎさわ聡議員** 自席にて再質問させていただきます。

福祉人材バンクの件なんですけれども、今サービスを提供する介護事業者でなくて、人材を派遣するようなそういったところがやたらもうかっていて現場が疲弊しているという現状が起きています。都内の特養では、半数が派遣事業者を使っていて、年間1,400万円特養で使っているというようなデータも出ているほど現場が疲弊している。そのため、区としても、介護人材を振り分けられたりマッチングするようなサービスをしっかり行っていただければと本当に事業者は救われると思うので、ぜひ改めてもう一度ご返答をお願いします。

あと区長と介護事業者の面談なんですけれども、私みたいな末端の議員が現場に行くだけでもすごく喜んでくれるんです。だから、ぜひ区長が1度でもいいので、小さい事業者とかと交流をしていただければと、本当にいろいろな声も聞こえると思いますし、事業者も、ちゃんと見てくれているんだなというサインになると思うので、ぜひ改めて検討していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

インボイスの実態調査の件なんですけれども、これは回答としてはやらないということなんですか。改めて回答をお願いします。

あと羽田の件ですが、他自治体と意見交換を行っているというようなお話がありました。具体的に何を行っているのかということをお示ししていただきたいというふうに質問しておりますので、具体的な詳細の内容をぜひお聞かせください。お願いします。

以上です。

〔柏原区長室長登壇〕

**○柏原区長室長** やなぎさわ議員の再質問についてお答えいたします。

まず、福祉人材のところでございます。地域で活躍する福祉人材の養成・育成を目指して、品川区社会福祉協議会が平成7年に品川介護福祉専門学校を設立いたしまして、区および区内社会福祉法人等のバックアップと、入学から卒業までのキャリアアップなど、こういったことをまずサポートしているというところがございます。また、東京都の福祉人材センターでは、福祉職場への情報をウェブサイト、先ほどもご答弁しましたけれども、「ふくむすび」で発信したりといったこともございます。事業者と

介護従事者のマッチングシステム等におきましては、区単位というよりは都道府県単位の大きなところでの活用というところがスケールメリットがあるのではないかと考えてございます。

それから、介護事業者との面談等のことでございます。先ほどもこれもご答弁いたしました。今後各事業者と十分な意見交換を行っていきたいと思います。これについては、区といたしまして必要な支援の在り方について検討しながら、区として面談の在り方であるとか、こういった意見の聞き方がいいのか、これはトータルで考えていきたいというふうに思っております。

〔川島地域振興部長登壇〕

○川島地域振興部長 区独自のインボイス調査に関する再質問にお答えいたします。

実施時期についてはまだ明らかにはされておりませんが、国が事業者向けの調査を実施するということでございます。区では、現状では、まずはその調査結果や国の動向等を把握してまいりたいというふうに考えてございます。

〔鈴木都市環境部長登壇〕

○鈴木都市環境部長 やなぎさわ聡区議の再質問についてお答えいたします。

関係区市等で組織する連絡会では、森澤区長就任後、これまでに実施した3度の国土交通省訪問による区長名要望書の提出などについても具体的に情報共有を行ってきたところでございます。こうした品川区の行動を共有することで、他区における国への実際の要望にもつながっているものと認識しているところでございます。

○やなぎさわ聡議員 自席にて再々質問させていただきます。

介護事業者との懇談なんですけれども、大手の社会福祉法人とかではなくて、末端のいろいろな事業者、固定の法人、固定の職員からではなくて、いろいろな末端の方から聞いてほしいというような要望であります。ぜひそういったところも検討していただければというふうに思います。

インボイスの実態調査なんですけれども、昨年行ったのが、問題があり過ぎてやり直しになったんですけれども、たった5問の質問で、地域、品川区とか東京都とかという、そういったものは一切ない内容で、設問を見ても、全く地域差など、品川区固有の問題をあぶり出すことは一切できないような簡単な質問が5問あっただけだったんです。これでは、はっきり言って、品川区独自の固有の問題をあぶり出すことはできませんし、これはいつ行われるかというのを全然未定なわけです。早急に対応しなくては、この物価高で疲弊している中小零細事業所を守ることはできません。品川区が行っている区内景況でしたっけ、これでもインボイスの調査は行ったことがあるんです。やろうと思えばすぐできるはずなんです。改めてインボイスの実態調査を求めますが、ご回答をお願いします。

そして、羽田の意見交換なんですけれども、結局具体的な話があまりなかったもので、改めていただければと思います。

最後に、質問ではありませんが、区長は最近寝られていますでしょうか。最近いろいろなことがあります。よかれと思ってしたことが、思わぬ反響を呼ぶこともあります。説明の仕方や打ち出し方など、改善するところは改善して、思いがあるなら貫いていただければと思います。

以上です。

〔川島地域振興部長登壇〕

○川島地域振興部長 インボイスの実態調査、区で行うということについての再々質問にお答えいたします。

前回の調査はございましたが、まず国がインボイス関連の情報、正確なものを持っているということ

もでございます。国が事業所向けの調査を実施するというところでございますので、区としては、まずはその調査結果、それから国の動向等を把握していきたいというふうに考えてございます。

〔鈴木都市環境部長登壇〕

○鈴木都市環境部長 やなぎさわ聡区議の再々質問についてお答えいたします。

先ほどご紹介しました関係区市等で組織する連絡会での情報共有でございますが、直接的な区長間のやり取りではございませんが、まさに区長の羽田新ルートに対する姿勢を要望書として提出したというところを共有させていただきまして、そうしたところが他区の実際の要望にもつながっているものというふうに認識しているものでございます。

○渡辺議長 以上でやなぎさわ聡議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

この際、ご報告いたします。

区長から地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告6件、監査委員から令和6年10月、11月および12月各月末日現在における出納検査の結果について、以上の書類が提出されましたので、これを受理し、配付してあります。

次に、日程第2から日程第43までの42件を一括議題に供します。

---

日程第2

第10号議案 品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

日程第3

第11号議案 品川区国際交流推進基金条例

日程第4

第12号議案 品川区職員定数条例の一部を改正する条例

日程第5

第13号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

日程第6

第14号議案 非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第7

第15号議案 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第8

第16号議案 品川区職員の退職管理に関する条例

日程第9

第17号議案 品川区歩行喫煙および吸い殻・空き缶等の投げ捨てる防止に関する条例の一部を改正する条例

日程第10

第18号議案 品川区中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例

日程第11

第19号議案 品川区すまいるスクールの実施に関する条例の一部を改正する条例

日程第12

- 第20号議案 品川区子どもの未来応援基金条例  
日程第13
- 第21号議案 品川区一時保護施設の設備および運営の基準に関する条例  
日程第14
- 第22号議案 品川区立心身障害者福祉会館条例の一部を改正する条例  
日程第15
- 第23号議案 品川区立知的障害者グループホーム条例の一部を改正する条例  
日程第16
- 第24号議案 品川区立知的障害者福祉施設条例の一部を改正する条例  
日程第17
- 第25号議案 品川区立発達障害者支援施設条例の一部を改正する条例  
日程第18
- 第26号議案 品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例  
日程第19
- 第27号議案 品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例  
日程第20
- 第28号議案 品川区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例  
日程第21
- 第29号議案 品川区手数料条例の一部を改正する条例  
日程第22
- 第30号議案 品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例  
日程第23
- 第31号議案 品川区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例  
日程第24
- 第32号議案 品川区法定外公共物管理条例の一部を改正する条例  
日程第25
- 第33号議案 品川区立公園条例の一部を改正する条例  
日程第26
- 第34号議案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例  
日程第27
- 第35号議案 第二戸越幹線整備工事（取水および空気抜き設備等整備）請負契約  
日程第28
- 第36号議案 第四日野小学校校舎改築その他工事請負契約の変更について  
日程第29
- 第37号議案 浜川中学校校舎改築その他工事請負契約の変更について  
日程第30
- 第38号議案 浜川中学校校舎改築その他機械設備工事請負契約の変更について

日程第31

第39号議案 浜川中学校校舎改築その他電気設備工事請負契約の変更について

日程第32

第40号議案 城南第二小学校改築工事請負契約の変更について

日程第33

第41号議案 指定管理者の指定について

日程第34

第42号議案 指定管理者の指定について

日程第35

第43号議案 指定管理者の指定について

日程第36

第44号議案 指定管理者の指定について

日程第37

第45号議案 指定管理者の指定について

日程第38

第46号議案 指定管理者の指定について

日程第39

第47号議案 指定管理者の指定について

日程第40

第48号議案 指定管理者の指定について

日程第41

第49号議案 指定管理者の指定について

日程第42

第50号議案 指定管理者の指定について

日程第43

第51号議案 指定管理者の指定について

---

○渡辺議長 本件について説明願います。

[堀越副区長登壇]

○堀越副区長 第10号議案、品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い規定を整備するものであります。

本条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

次に、第11号議案、品川区国際交流推進基金条例について。

本案は、国際的な交流の推進および国際理解を深めることを目的とした事業に要する財源に充てるため、品川区国際交流推進基金を設置するものであります。

本条例は公布の日から施行するものであります。

次に、第12号議案、品川区職員定数条例の一部を改正する条例について。

本案は、子ども家庭センター開設に伴う体制整備等による増員を行う一方、行財政の見直し等による減員を行い、職員の定数を2,666人から37人増員の2,703人とするものであります。

本条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

次に、第13号議案、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について。

本案は、刑法等の一部を改正する法律において刑法が改正されたことに伴い、職員の分限に関する条例外3条例の規定を整備するものであります。

本条例は令和7年6月1日から施行するものであります。

次に、第14号議案、非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、東京都人事委員会勧告に伴い、東京都地域保健事業連絡協議会にて、医師の出務時の日額報酬が改定されたことを踏まえ、非常勤職員に係る報酬の上限額を見直すものであります。

本条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

次に、第15号議案、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、雇用保険法および刑法の改正に伴い規定を整備するものであります。

本条例中、雇用保険法の改正に伴う規定整備に関する改正規定は令和7年4月1日から、刑法の改正に伴う規定整備に関する改正規定は同年6月1日からそれぞれ施行するものであります。

次に、第16号議案、品川区職員の退職管理に関する条例について。

本案は、退職管理の適正を確保するため、再就職者による依頼等の規制、任命権者への届出、届出事項の公表等を定めるものであります。

なお、付則において、品川区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正を行っております。

本条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

次に、第17号議案、品川区歩行喫煙および吸い殻・空き缶等の投げ捨てるの防止に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、区民の良好な生活環境を保全するため、道路等の公共の場所における喫煙を禁止するものであります。

本条例は令和7年7月1日から施行するものであります。

次に、第18号議案、品川区中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例について。

本案は、中小企業事業資金融資あつ旋せん制度の充実を図るため、新たにチャレンジ支援資金を設置するとともに、環境対策資金および事業活性化資金を廃止するほか、規定を整備するものであります。

本条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

次に、第19号議案、品川区すまいるスクールの実施に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、すまいるスクールの午後5時までの利用に係る利用料を無償化するほか、利用料の徴収に係る取扱いを見直すものであります。

本条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

次に、第20号議案、品川区子どもの未来応援基金条例について。

本案は、地域全体で子ども・若者および子育て世帯を支え、将来にわたり子ども等の幸福（しあわせ）が持続する社会の実現を目指して行う事業に要する財源を確保するため、品川区子ども未来応援基金を設置するものであります。

なお、本基金の設置に伴い、品川区奨学金貸付基金を廃止するため、付則において、品川区奨学金貸

付基金条例を廃止するものであります。

本条例は公布の日から施行し、品川区奨学金貸付基金条例の廃止に係る規定は令和7年8月1日から施行するものであります。

次に、第21号議案、品川区一時保護施設の設備および運営の基準に関する条例について。

本案は、児童福祉法が改正されたことから、児童相談所に設置している一時保護施設の設備および運営の基準を定めるものであります。

本条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

次に、第22号議案、品川区立心身障害者福祉会館条例の一部を改正する条例、第23号議案、品川区立知的障害者グループホーム条例の一部を改正する条例、第24号議案、品川区立知的障害者福祉施設条例の一部を改正する条例および第25号議案、品川区立発達障害者支援施設条例の一部を改正する条例について。

これら4議案は、指定管理者制度を活用した障害福祉サービスの質の向上を図るため、各施設における障害福祉サービスの提供に係る運用等を整備するものであります。

これら4条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

次に、第26号議案、品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、介護保険の第1号被保険者に係る保険料の普通徴収について、住民税決定前の4月に保険料を仮決定する暫定賦課を廃止し、住民税決定後の7月に保険料を確定し徴収する確定賦課のみを行うよう見直すものであります。

本条例は令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、第27号議案、品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、厚生労働省が定める公衆浴場における水質基準等に関する指針の改正を踏まえ、公衆浴場における浴槽水の水質基準を改めるものであります。

本条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

次に、第28号議案、品川区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、後期高齢者医療の保険料の普通徴収について、住民税決定前の4月に保険料を仮決定する暫定賦課を廃止し、住民税決定後の7月に保険料を確定し徴収する確定賦課のみを行うよう見直すものであります。

本条例は令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、第29号議案、品川区手数料条例の一部を改正する条例について。

本案は、受益者負担の適正化を図るため、条例の規定を改めるものであります。

改正の内容といたしましては、第1に、建築基準法が改正されたことに伴い、建築確認審査等において構造規定等の審査を要する対象建築物が拡充されたことから、建築物の確認申請に対する審査等に係る手数料の額を改定するものであります。

第2に、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律が改正されたことに伴い、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定の対象建築物が拡充されたことなどから、建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料を見直すものであります。

本条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

次に、第30号議案、品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する

条例について。

本案は、広町地区地区計画の一部が変更されたことに伴い、既存の地区整備計画のB-1地区において、建築物の敷地面積の最低限度および壁面の位置等に関する制限を定めるものであります。

本条例は公布の日から施行するものであります。

次に、第31号議案、品川区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例、第32号議案、品川区法定外公共物管理条例の一部を改正する条例および第33号議案、品川区立公園条例の一部を改正する条例について。

これら3議案は、令和6年1月に固定資産税評価額が評価替えされたことに伴い、これを算定基礎とする道路占用料、法定外公共物の占用料および区立公園の占用料をそれぞれ改定するものであります。

これら3条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

次に、第34号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、都立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例が改正されたことを踏まえ、都立学校の学校医等との均衡を図るため、補償基礎額を改めるものであります。

本条例は公布の日から施行するものであります。

次に、第35号議案、第二戸越幹線整備工事（取水および空気抜き設備等整備）請負契約について。

本案は、戸越地区および西品川地区における浸水被害の軽減を図るため第二戸越幹線を整備することから、上流部管渠に接続する取水管2か所および空気抜き管を布設するとともに、特殊人孔および空気抜き人孔を築造する工事を行うものであります。

なお、本工事は東京都からの受託事業で、経費は東京都が負担いたします。

契約の方法は制限つき一般競争入札で、契約金額は22億4,400万円、契約の相手方は文京区後楽二丁目6番1号、五洋・松本建設共同企業体、代表者、五洋建設株式会社東京土木支店常務執行役員支店長、近藤敬士で、支出科目等は、令和6年度一般会計、令和7年度から令和9年度まで債務負担行為であります。

なお、工期は契約締結の日の翌日から令和10年3月10日までとし、工事の概要は別添図面のとおりであります。

次に、第36号議案、第四日野小学校校舎改築その他工事請負契約の変更について。

本案は、令和3年第2回定例会で本契約の議決をいただき、令和5年第1回定例会、令和5年第3回定例会および令和6年第4回定例会で契約変更の報告をいたしました第四日野小学校校舎改築その他工事請負契約におきまして、賃金水準および物価水準に変動が生じたことから、工事請負契約書契約条項第25条第6項のいわゆるインフレスライド条項に基づく契約金額の変更を提案するものであります。

変更の内容といたしましては、契約金額を56億6,452万7,000円から58億441万4,000円に改めるものであります。

次に、第37号議案、浜川中学校校舎改築その他工事請負契約の変更について。

本案は、令和4年第2回定例会で本契約の議決をいただき、令和5年第2回定例会および令和6年第4回定例会で契約変更の報告をいたしました浜川中学校校舎改築その他工事請負契約におきまして、インフレスライド条項に基づく契約金額の変更を提案するものであります。

変更の内容といたしましては、契約金額を61億9,840万1,000円から64億6,372万1,000円に改めるものであります。

次に、第38号議案、浜川中学校校舎改築その他機械設備工事請負契約の変更について。

本案は、令和4年第2回定例会で本契約の議決をいただき、令和5年第3回定例会で契約変更の報告をいたしました浜川中学校校舎改築その他機械設備工事請負契約におきまして、インフレスライド条項に基づく契約金額の変更を提案するものであります。

変更の内容といたしましては、契約金額を12億1,039万6,110円から12億4,293万4,110円に改めるものであります。

次に、第39号議案、浜川中学校校舎改築その他電気設備工事請負契約の変更について。

本案は、令和4年第2回定例会で本契約の議決をいただきました浜川中学校校舎改築その他電気設備工事請負契約におきまして、インフレスライド条項に基づく契約金額の変更を提案するものであります。

変更の内容といたしましては、契約金額を7億7,880万円から8億2,512万1,000円に改めるものであります。

次に、第40号議案、城南第二小学校改築工事請負契約の変更について。

本案は、令和5年第2回定例会で本契約の議決をいただき、令和6年第4回定例会で契約変更の報告をいたしました城南第二小学校改築工事請負契約におきまして、インフレスライド条項に基づく契約金額の変更を提案するものであります。

変更の内容といたしましては、契約金額を62億7,147万4,000円から65億3,922万5,000円に改めるものであります。

次に、第41号議案、指定管理者の指定について。

本案は、八潮南認知症高齢者グループホームの管理を行わせるため指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は社会福祉法人品川総合福祉センターで、指定期間は令和8年5月1日から令和13年4月30日までの5年間であります。

次に、第42号議案、指定管理者の指定について。

本案は、八潮南特別養護老人ホームの管理を行わせるため指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は社会福祉法人品川総合福祉センターで、指定期間は令和8年5月1日から令和13年4月30日までの5年間であります。

次に、第43号議案、指定管理者の指定について。

本案は、北品川つばさの家の管理を行わせるため指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は社会福祉法人げんきで、指定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間であります。

次に、第44号議案、指定管理者の指定について。

本案は、西大井つばさの家の管理を行わせるため指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は社会福祉法人福栄会で、指定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間であります。

次に、第45号議案、指定管理者の指定について。

本案は、西大井福祉園およびかがやき園の管理を行わせるため指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は社会福祉法人福栄会で、指定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間であります。

次に、第46号議案、指定管理者の指定について。

本案は、戸越台在宅サービスセンターおよび荏原在宅サービスセンターの管理を行わせるため指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は社会福祉法人三徳会で、指定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間であります。

次に、第47号議案、指定管理者の指定について。

本案は、中延在宅サービスセンターの管理を行わせるため指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は社会福祉法人品川総合福祉センターで、指定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間であります。

次に、第48号議案、指定管理者の指定について。

本案は、大井認知症高齢者グループホームの管理を行わせるため指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は株式会社ケアサークル恵愛で、指定期間は令和7年8月1日から令和12年7月31日までの5年間であります。

次に、第49号議案、指定管理者の指定について。

本案は、戸越台特別養護老人ホームおよび荏原特別養護老人ホームの管理を行わせるため指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は社会福祉法人三徳会で、指定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間であります。

次に、第50号議案、指定管理者の指定について。

本案は、中延特別養護老人ホームの管理を行わせるため指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は社会福祉法人品川総合福祉センターで、指定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間であります。

次に、第51号議案、指定管理者の指定について。

本案は、東品川高齢者多世代交流支援施設の管理を行わせるため指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は社会福祉法人福栄会で、指定期間は令和7年9月1日から令和12年8月31日までの5年間であります。

以上で42議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○渡辺議長 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 質疑なしと認めます。

なお、第13号議案、第15号議案および第16議案の3件につきましては、地方公務員法第5条第2項の規定によりあらかじめ人事委員会に意見を聴取しております。回答は配付の文書のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

日程第2から日程8までおよび日程第27から日程32までの13件につきましては総務委員会に、日程第9および日程第10の2件につきましては区民委員会に、日程第11から日程第13までおよび日程第26の4件につきましては文教委員会に、日程第14から日程第20までおよび日程第33から日程第43までの18件につきましては厚生委員会に、日程第21から日程第25までの5件につきましては建設委員会にそれぞれ付

託いたします。

次に、日程第44から日程第52までの9件を一括議題に供します。

---

日程第44

第1号議案 令和6年度品川区一般会計補正予算

日程第45

第2号議案 令和6年度品川区国民健康保険事業会計補正予算

日程第46

第3号議案 令和6年度品川区後期高齢者医療特別会計補正予算

日程第47

第4号議案 令和6年度品川区介護保険特別会計補正予算

日程第48

第5号議案 令和7年度品川区一般会計予算

日程第49

第6号議案 令和7年度品川区国民健康保険事業会計予算

日程第50

第7号議案 令和7年度品川区後期高齢者医療特別会計予算

日程第51

第8号議案 令和7年度品川区介護保険特別会計予算

日程第52

第9号議案 令和7年度品川区災害復旧特別会計予算

---

○渡辺議長 本件について説明願います。

〔新井副区長登壇〕

○新井副区長 予算に係る計9議案についてご説明いたします。

まず、令和6年度品川区各会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、国庫支出金等の特定財源に連動して追加や減額が必要となった経費、また、やむを得ず予定を変更せざるを得ない経費などを基本に編成いたしました。

初めに、第1号議案、令和6年度品川区一般会計補正予算は、歳入歳出とも118億608万6,000円を追加し、総額を2,213億6,600万7,000円とするものであります。

まず、歳入の主な内容についてご説明いたします。

第1款特別区税は、特別区民税を28億5,800万円増額し、特別区たばこ税を1億5,100万円減額するものであります。

第9款特別区交付金は、普通交付金を30億円増額するものであります。

第13款国庫支出金は、1,563万1,000円の増額で、主なものは障害者自立支援給付費負担金および児童保育費負担金の増であります。

第14款都支出金は、3億9,042万5,000円の増額で、主なものは公立学校給食費負担軽減事業補助金の増であります。

第16款寄附金は、26億5,537万2,000円の増額、第18款繰越金は、18億9,419万2,000円の増額。

次に、歳出の主な内容であります。

第2款総務費は、57億3,755万6,000円の増額で、主なものは公共施設整備基金積立金、庁舎整備基金積立金の追加、第3款民生費は、45億2,153万4,000円の増額で、主なものは子どもの未来応援基金積立金の追加、第6款土木費は、7億5,489万7,000円の減額で、主なものは排水施設建設事業および武蔵小山駅周辺地区再開発事業の減、第7款教育費は、20億3,663万9,000円の増額で、主なものは義務教育施設整備基金積立金の追加であります。

次に、繰越明許費は、子育て世帯生活支援特別給付事業外4件において、年度内に完了する見込みがないため翌年度に繰り越すものであります。

次に、債務負担行為は、追加7件、廃止1件であります。

続きまして、第2号議案、令和6年度品川区国民健康保険事業会計補正予算は、歳入歳出とも2億6,062万8,000円を追加し、総額を368億5,251万4,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、第1款国民健康保険料が2,635万2,000円の増額、第3款国庫支出金が1,869万円の増額、第4款都支出金は1億7,549万2,000円の増額、第5款繰入金は1億1,419万7,000円の減額、第6款繰越金は1億4,803万6,000円の増額、第7款諸収入は625万5,000円の増額であります。

次に歳出であります。第1款総務費が6,186万4,000円の減額、第2款保険給付費は2億1,401万円の増額、第3款国民健康保険事業費納付金は1億1,172万5,000円の減額、第4款保健事業費は1,953万3,000円の減額、第5款諸支出金は2億3,974万円の増額であります。

続きまして、第3号議案、令和6年度品川区後期高齢者医療特別会計補正予算は、歳入歳出とも8,726万1,000円を減額し、総額を107億609万8,000円とするものであります。

歳入の内容は、第1款後期高齢者医療保険料が8,805万4,000円の増額、第3款広域連合支出金が1,524万4,000円の増額、第4款繰入金は2億2,348万7,000円の減額、第5款繰越金は3,826万2,000円の増額、第6款諸収入は533万4,000円の減額であります。

次に、歳出であります。第1款総務費が9,688万3,000円の減額、第2款分担金及び負担金は4,410万円の増額、第3款保健事業費は4,851万8,000円の減額、第4款保険給付費は1,404万円の増額であります。

続きまして、第4号議案、令和6年度品川区介護保険特別会計補正予算は、歳入歳出ともに5億5,522万円を追加し、総額を287億9,389万2,000円とするものであります。

歳入の内容は、第3款国庫支出金が1,121万2,000円の減額、第4款支払基金交付金は3,127万3,000円の増額、第5款都支出金は728万7,000円の増額であります。

第7款繰入金は2億5,325万2,000円の減額、第8款繰越金は7億8,112万4,000円の増額であります。

次に、歳出であります。第1款総務費が2,921万5,000円の減額、第3款地域支援事業費は2,364万8,000円の増額、第4款基金積立金は2億972万3,000円の増額、第5款諸支出金は3億5,106万4,000円の増額であります。

続きまして、令和7年度品川区各会計当初予算についてご説明申し上げます。

本案は、区長が施政方針において申し上げましたとおり、「区民の幸福（しあわせ）」、すなわちウェルビーイングの観点から、「人」を基軸とした施策展開により、人々が幸福や未来への希望を実感できる予算として編成したものでございます。

初めに、第5号議案、令和7年度品川区一般会計予算は、総額2,347億6,300万円で、前年度当初予算に比べ311億700万円、率にして15.3%の増であります。

主な款別予算の内容についてご説明申し上げます。

まず歳入であります。

第1款特別区税から第10款交通安全対策特別交付金までの一般財源は1,231億3,813万5,000円で、前年度当初予算に比べ99億5,913万5,000円の増であります。

一般財源の主な内容は、第1款特別区税が593億1,983万5,000円で10.0%の増、そのうち特別区民税は560億1,500万円で11.2%の増であります。

第6款地方消費税交付金は125億円で13.6%の増、第9款特別区交付金は480億円で9.6%の増であります。

特定財源の主な内容は、第13款国庫支出金は422億8,519万9,000円で、児童手当給付金の増等により24.6%の増、第14款都支出金は260億3,324万2,000円で、児童保育費、公立学校給食費負担軽減事業補助金の増等により38.4%の増、第17款繰入金は184億2,362万円で、庁舎整備基金等からの繰入増により17.6%の増、第20款特別区債は、新庁舎整備費、学校改築費として64億5,000万円を計上いたしました。続きまして歳出であります。

第1款議会費は8億2,805万7,000円、第2款総務費は360億6,031万7,000円で、主な内容は、デジタル推進費、人事管理費、新庁舎整備費などの総務管理費、地域活動費、文化観光費などの地域振興費および徴税費などあります。

第3款民生費は1,143億1,507万6,000円で、障害者支援費、高齢者福祉費などの社会福祉費、保育施設運営費、子育て応援費、児童相談所費などの児童福祉費および生活保護費であります。

第4款衛生費は169億1,745万9,000円で、保健予防費、健康推進費などの保健衛生費、環境対策費、リサイクル推進費の環境費および清掃費であります。

第5款産業経済費は37億5,033万4,000円で、中小企業事業資金融資あっせん、共通商品券普及促進事業、販路拡大支援事業などあります。

第6款土木費は325億5,003万4,000円で、駅周辺等放置自転車対策事業、地域交通検討経費などの土木管理費、道路維持費、橋梁管理費などの道路橋梁費、排水施設建設事業、水辺利活用事業などの河川費、木密整備推進費、公園管理費などの都市計画費、住宅・建築物耐震化支援事業などの建築費、住宅費および応急活動対策費などの防災費であります。

第7款教育費は286億7,191万6,000円で、特別支援教育費、しながわ教育進事業、図書館運営費などの教育総務費、学校施設建設費、給食運営費、学校環境整備事業などの学校教育費であります。

第8款公債費は13億6,980万7,000円あります。

第9款予備費は、不測の事態への備えとして3億円を計上いたしました。

債務負担行為は、品川区土地開発公社からの用地取得および工期等が複数年度にわたる工事などについて設定いたしました。

一時借入金は最高額を50億円といたします。

続きまして、第6号議案、令和7年度品川区国民健康保険事業会計予算についてご説明いたします。

予算総額は343億8,451万5,000円で、前年度当初予算に比べ6.0%の減であります。

歳入の主な内容は、第1款国民健康保険料が93億372万3,000円、第4款都支出金は205億9,545万8,000円、第5款繰入金は42億2,826万5,000円あります。

歳出の主な内容ですが、第1款総務費が11億7,250万6,000円、第2款保険給付費は205億4,003万円で療養諸費等、第3款国民健康保険事業費納付金は120億9,970万5,000円で東京都への納付金、第4款保

健事業費は3億1,382万2,000円で特定健康診査事業費等であります。

続きまして、第7号議案、令和7年度品川区後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は110億23万7,000円で、前年度当初予算に比べ1.9%の増であります。歳入の主な内容は、第1款後期高齢者医療保険料が55億7,138万1,000円、第4款繰入金は51億4,129万5,000円、第6款諸収入は2億6,321万1,000円であります。

歳出の主な内容ですが、第1款総務費が3億8,642万7,000円、第2款分担金及び負担金が100億6,992万3,000円で広域連合への負担金、第3款保健事業費は3億1,677万7,000円で健康診査費、第4款保険給付費は1億9,880万円で葬祭費であります。

続きまして、第8号議案、令和7年度品川区介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は281億1,056万円で、前年度当初予算に比べ0.5%の減であります。

歳入の主な内容は、第1款保険料が61億5,582万円、第3款国庫支出金は60億4,176万5,000円、第6款支払基金交付金は72億6,206万7,000円、第5款都支出金は39億4,904万3,000円、第7款繰入金は46億6,183万2,000円あります。

歳出の主な内容ですが、第1款総務費が10億1,326万3,000円、第2款保険給付費は254億8,729万7,000円で居宅介護サービス等諸費、施設介護サービス費等、第3款地域支援事業費は14億7,700万7,000円で介護予防・生活支援サービス事業費、包括的支援事業費等あります。

続きまして、第9号議案、令和7年度品川区災害復旧特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は15億円あります。

歳入、第1款繰入金は15億円で、災害復旧基金からの繰入金であります。

歳出、第1款災害復旧費は15億円で、災害救助事業費等あります。

以上で9議案についてのご説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○渡辺議長 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 質疑なしと認めます。

本件の審査につきましては、動議が提出されております。

本動議を議題に供します。

お諮りいたします。本動議のとおり予算特別委員会を設置し、これに審査事項を付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は動議のとおり予算特別委員会を設置し、これに審査事項を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、予算特別委員名簿のとおり指名いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 ご異議なしと認めます。

よって、予算特別委員は名簿のとおり選任することに決定いたしました。

この際、予算特別委員会の正副委員長の互選のため休憩し、第1委員会室に委員会を招集いたします。

議事の進行上、暫時休憩いたします。

○午後 2 時11分休憩

○午後 2 時24分開議

○渡辺議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に行われました予算特別委員会の正副委員長の互選結果についてご報告いたします。

予算特別委員会委員長、石田秀男議員、副委員長、ゆきた政春議員、副委員長、山本やすゆき議員、以上のとおりであります。

この際、お諮りいたします。ただいま配付してあります追加議事日程を本日の日程に追加し、直ちに議題といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 ご異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 1 から追加日程第10までの10件を一括議題に供します。

---

追加日程第 1

第52号議案 品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例

追加日程第 2

第53号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 3

第54号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 4

第55号議案 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 5

第56号議案 品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

追加日程第 6

第57号議案 学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 7

第58号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 8

第59号議案 学校教育職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 9

第60号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第10

第61号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

---

○渡辺議長 本件について説明願います。

〔堀越副区長登壇〕

○堀越副区長 第52号議案、品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例について。

本案は、国家公務員等の旅費に関する法律が改正されたこと等を踏まえ、区長および副区長の旅費の種類を改めるものであります。

なお、附属機関の構成員等の旅費の種類を改めるため、付則において、品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例、品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例、調査、審査等に出頭した者および公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例、品川区行政委員会の委員の報酬および費用弁償に関する条例および品川区監査委員の給与等に関する条例の一部改正を行っております。

本条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

次に、第53号議案、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、職員の仕事と育児・介護の両立を推進するため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、第1に、育児を行う職員に係る超過勤務の制限の対象となる子の年齢を見直すものであります。

第2に、配偶者等の介護を行う職員に係る介護両立支援制度等に関する措置を定めるものであります。

第3に、子の看護のための休暇の取得事由を拡充することに伴い、規定を整備するものであります。

本条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

次に、第54号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、定年前再任用短時間勤務職員等に対して新たに住居手当を支給するほか、刑法が改正されたことに伴い規定を整備するものであります。

本条例中、住居手当の支給に関する改正規定は令和7年4月1日から、刑法の改正に伴う規定整備に関する改正規定は同年6月1日から、それぞれ施行するものであります。

次に、第55号議案、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、国家公務員等の旅費支給規程が改正されたことに伴い規定を整備するものであります。

本条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

次に、第56号議案、品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

本案は、国民健康保険条例に所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、第1に、国民健康保険の基礎賦課額の保険料率等について、所得割を100分の8.69から100分の7.71に、被保険者均等割を4万9,100円から4万7,300円に、基礎賦課限度額を65万円から66万円に改定するものであります。

第2に、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率等について、所得割を100分の2.80から100分の2.69に、被保険者均等割を1万6,500円から1万6,800円に、後期高齢者支援金等賦課限度額を24万円から26万円に改定するものであります。

第3に、介護納付金賦課額の保険料率について、所得割を100分の2.36から100分の2.25に、被保険者均等割を1万6,500円から1万6,600円に改定するものであります。

第4に、低所得者の保険料軽減に係る所得基準額を引き上げるものであります。

本条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

次に、第57号議案、学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、学校教育職員の仕事と育児・介護の両立を推進するため所要の改正を行うものであります。  
改正の内容といたしましては、第1に、育児を行う学校教育職員に係る超過勤務の制限の対象となる子の年齢を見直すものであります。

第2に、配偶者等の介護を行う学校教育職員に係る介護両立支援制度等に関する措置を定めるものであります。

第3に、子の看護のための休暇の取得事由を拡充することに伴い規定を整備するものであります。  
本条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

次に、第58号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、区固有教員に指導教諭の職を創設するとともに、定年前再任用短時間勤務職員に対して新たに住居手当を支給するほか、刑法が改正されたことに伴い規定を整備するものであります。

本条例中、指導教諭の職の創設および住居手当の支給に関する改正規定は令和7年4月1日から、刑法の改正に伴う規定整備に関する改正規定は同年6月1日から、それぞれ施行するものであります。

次に、第59号議案、学校教育職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、国家公務員等の旅費支給規程が改正されたことに伴い規定を整備するものであります。

本条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

次に、第60号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、幼稚園教育職員の仕事と育児・介護の両立を推進するため所要の改正を行うものであります。  
改正の内容といたしましては、第1に、育児を行う幼稚園教育職員に係る超過勤務の制限の対象となる子の年齢を見直すものであります。

第2に、配偶者等の介護を行う幼稚園教育職員に係る介護両立支援制度等に関する措置を定めるものであります。

第3に、子の看護のための休暇の取得事由を拡充することに伴い規定を整備するものであります。  
本条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

次に、第61号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、定年前再任用短時間勤務職員等に対して新たに住居手当を支給するほか、刑法が改正されたことに伴い規定を整備するものであります。

本条例中、住居手当の支給に関する改正規定は令和7年4月1日から、刑法の改正に伴う規定整備に関する改正規定は同年6月1日から、それぞれ施行するものであります。

以上で10議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○渡辺議長 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 質疑なしと認めます。

なお、第53号議案から第55号議案までおよび第57号議案から第61号議案までの8件につきましては、地方公務員法第5条第2項の規定によりあらかじめ人事委員会に意見を聴取しております。回答は配付の文書のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

追加日程第1から追加日程第4までの4件につきましては総務委員会に、追加日程第5につきましては厚生委員会に、追加日程第6から追加日程第10までの5件につきましては文教委員会にそれぞれ付託

いたします。

次に、追加日程第11を議題に供します。

---

追加日程第11

議員提出第1号議案 選択的夫婦別姓について議論を尽くすことを国会及び政府に求める意見書

---

○渡辺議長 本件について説明願います。

〔まつざわ和昌議員登壇〕

○まつざわ和昌議員 ただいま議題に供されました議員提出第1号議案、選択的夫婦別姓について議論を尽くすことを国会及び政府に求める意見書につきまして、提出者を代表して提案理由をご説明申し上げます。

本案は、国会および政府に対し、選択制夫婦別姓について真摯な議論を尽くすよう求めるもので、2月18日の議会運営委員会において提出を決定し提案するものでございます。

選択制夫婦別姓は、国民一人ひとりに関係する身近な法律問題であり、国民に最も近い立場の地方議会として、機運の高まりのあるこのタイミングで、国会や政府に真摯な議論を尽くすよう求めることが必要と考え、早急に意見書の取りまとめを行うべきと考えました。

会派内でも様々な意見がありましたが、全会一致を目指し熟考を重ね、案文を1月23日の議会運営委員会でお示しし、その後、全会派、全議員とやり取りを重ねました。議論の推進を国に対し強く求めるという趣旨に対しまして、全会一致とはなりませんでしたが、多くの議員の皆様にご賛同いただくことができ、修正案を2月18日議会運営委員会にて再度提出いたしました。本意見書は、選択的夫婦別姓についての賛否の態度を表すものではなく、様々な声を踏まえ、国において議論を尽くすことを求めるものでございます。

意見書の内容につきましては、案文の朗読をもって代えさせていただきます。

〔案文朗読〕

以上で、本議案についての説明を終わります。

○渡辺議長 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、直ちに採決いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決定いたしました。

なお、本件につきましては、1名の方から討論の通告がありますので、採決をするに際し討論を行います。

ご発言願います。やなぎさわ聡議員。

〔やなぎさわ聡議員登壇〕

○やなぎさわ聡議員 議員提出第1号議案、選択的夫婦別姓について議論を尽くすことを国会及び政府に求める意見書に対し、賛成の立場で討論させていただきます。

初めに、本意見書は、自民党・無所属の会が主導して取りまとめが行われました。内容としましては、

選択的夫婦別姓について、賛成あるいは反対の立場を明確にするものではなく、メリット、デメリットを挙げた上で、国や政府に対し真摯な議論を尽くすよう求める内容となっております。

我がれいわ新選組は、選択的夫婦別姓に関して明確に賛成の立場をとっており、この薄口とも言える意見書に対して、法制化に向けて早急に国会で議論せよとの思いもあり、反対も検討いたしました。本意見書への評価や提出への経緯を考慮し賛成とさせていただきます。というのも、長年、選択的夫婦別姓実現に向けてロビー活動を続けてこられた複数の団体が、今回の自民党の動きに、話を聞いて動いてくれた、ありがたいと感謝をしております。私自身もその声を直接伺いました。自民党の取組に敬意を表すところであります。ただ、本意見書について、私の立場は消極的賛成であるため、討論のこの場にて、本意見書の内容と私の考えの違いを表明させていただきます。

まず、公的証明書への旧姓併記についてです。ここ数年、免許証やパスポートなど旧姓との併記が可能な公的証明書が増え、一見不自由がないように思います。確かに免許証のような国内でのみ通用する証明書であれば問題はないかもしれません。しかし、海外で使用するものがメインのパスポートはどうでしょうか。選択的夫婦別姓が当たり前の海外で、日本が独自のルールで、うちの国は旧姓の通称使用を拡大させましたとパスポートに通称名を明記しても通用はしません。通称名の意味が理解されず、出入国時や公的施設の入館時、ホテルのチェックインなど、様々な場面で説明が求められ、トラブルとなっています。通称名の記載はパスポートの紙の部分に印字されているだけで、ICチップには併記されない点もトラブルを助長させています。

次に、親子や兄弟姉妹が別姓になるということについてです。反対派の意見としては、別姓は家族の絆、一体感が損なわれている、子どもがかわいそう、いじめのリスクが高まるといった懸念を抱く方がおられます。それに対し、賛成派は、再婚、国際結婚、事実婚など、既に親子別姓で暮らしている家族は一定数いて、それら家族が特別絆が希薄だとか、子どもがいじめを受けているといったことは聞いたことがないといった回答になると思います。

そこで、家族が別姓になることで、絆、一体感が損なわれているのかという問いについて考えてみたいと思います。実は、これは、ここにおられる方も一定数の方が経験しているはずで、想像が付きやすいはず。それは、つまり、自分自身の結婚によって両親と別姓になった方です。該当する方に考えていただきたいのは、両親と別姓になったことで親子の絆に亀裂が入りましたかということです。物理的な距離が遠くなったとか、家族が2つになったので振り分ける時間が減ったということではなく、本質的な部分で何か変化はありましたかということです。答えは明白だと思います。

そして次に、1つ懸念を申し上げます。皆さん、日本をおとしめるとある団体が選択的夫婦別姓反対をスローガンに一大キャンペーンを敢行していることをご存じでしょうか。世界平和統一家庭連合、旧統一教会です。ご存じのとおり、統一教会は票や人を餌に政界に入り込み、40年以上かけて蜜月関係を構築、複数の議員は選挙支援の見返りに政策協定を結ぶなど、政界を侵食しています。では、統一教会の思想は一体何でしょうか。保守でしょうか、リベラルでしょうか。いえ、まごうことなきカルトです。日本をサタンの国と呼び、日本の家庭を破壊し、金品を収奪し続けた反日カルト集団が、日本の家庭の在り方に口を挟み、通称拡大で十分だと提唱しております。

統一教会系の日刊紙「世界日報」は、この1か月間だけでも以下のように報じております。2025年1月29日、旧姓通称使用拡大で十分、2月14日、旧姓の通称使用を拡大すればいい、自民党が昨年の衆院選で公約に掲げている。2月15日、結婚時に改姓の不利益は旧姓の通称使用拡大で十分解消できる。同じく25日、自民党は旧姓の通称使用拡大で意見をまとめるべきだ。なぜここまで熱心なのか。何か裏が

あるのか。不気味さを感じずにはられません。選択的夫婦別姓反対派の皆様におかれましては、能動的に反対を選択されたおつもりでも、知らず知らずに統一教会のプロパガンダに乗っている可能性があることにご留意いただければと思います。日本の政治の中枢に入り込み、影響を与えていた組織であることを忘れてはいけません。

最後に、1996年の法務省法制審議会による民法改正の答申、2003年以降、国連の女性差別撤廃委員会が何度も行っている勧告、30年近く止まっている時計の針を国会において早急かつ真摯な議論を尽くし前に進めるべきです。事実婚は200万から300万人と推定され、その中の一定数が夫婦同性を理由に結婚を諦めており、日々生きづらさを感じております。明確な根拠やデータのないぼんやりとした不安で反対するより、今起きている実害に目を向け、選択肢を設けるべきではないかと思えます。国会にて議論を尽くされることを切に願います。

以上、私の賛成討論とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○渡辺議長 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

なお、木村健悟議員におかれましては、挙手をもって起立とみなすことにいたしますので、ご了承願います。

本件につきましては起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○渡辺議長 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第53を議題に供します。

---

日程第53

請願・陳情の付託

---

○渡辺議長 期日までに受理いたしました請願・陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

なお、同表の特別委員会付託分にあります令和7年陳情第14号につきましては、災害・環境対策特別委員会に付託いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 ご異議なしと認めます。

よって、文書表の特別委員会付託分のとおり、令和7年陳情第14号につきましては、災害・環境対策特別委員会に付託することに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたします。

委員会審査のため、3月6日まで休会といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

次の会議は3月7日午後1時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

○午後 2 時47分散会

---

議 長	渡辺 ゆういち
副議長	あくつ 広 王
署名人	大倉 たかひろ
同	おぎの あやか